

## ■ 参考事例概要

資料2における各裁判例の概要をまとめたもの。なお、「MOO」、「YOO」は、それぞれ第2回検討会配布の委員提出資料1及び2で紹介された事例。

また、要旨の記載については、ウエストロー・ジャパン株式会社が提供するデータベースである「Westlaw Japan」より引用している。

### 【M01】

裁判例 平成16年4月22日 大阪高裁 平15(ネ)2237号  
出典 消費者法ニュース60号156頁(抜粋)

論点項目	判示内容
告知要件の在り方	<p>ア、本件リングの陳列されていたコーナーでは、どの商品も原則として一点のみでの販売はせず、赤シールを付けた商品は二点で三九万円、青シールを付けた商品は二点四九万円で販売するものとされていた。</p> <p>イ、本件リングは、青シールが付けられるとともに、四一万四〇〇〇円と表示された値札を付けて陳列されていた。他の商品にも同様の値札が付けられていたが、Aは「一般市場価格」との趣旨でこの値札を付けており、これに表示された価格での販売はしていなかった。</p> <p>ウ、<u>B(注：販売担当者)</u>は、本件リングを他店で購入すれば一点で上記値札表示程度の価格になると認識しており、控訴人に対してもその旨を説明した。</p> <p>エ、控訴人は、ア記載のとおり二点での値付けがされていたため、同行していた友人にも商品を購入しないか尋ねたが、同人に購入の意思がなかったため、Bに対し、一点での購入の可否を尋ねた。そこで、Bは、売場責任者に相談した上で、一点を二九万円で販売できる旨控訴人に返答したところ、控訴人は、ウの説明を前提に、二九万円ならば買い得であると考え、請求原因記載の契約締結に至った。</p>
不実告知・不利益事実の不告知の対象とすべき事項の在り方(「重要事項」要件)	<p>(3) 商品をいかなる価格で販売するかは基本的に売主の自由であり、売主の主観的評価に基づく値付けをすること自体は何ら妨げられない。</p> <p>しかし、事業者が、他の事業者が同種商品をいかなる価格で販売しているかについて、消費者にことさら誤認させるような行為をすることは、消費者の合理的な意思形成を妨げるものであって相当でない。ことに、<u>本件リングのような宝飾品については、一般に使用価値に基づく客観的な価格設定は想定しがたく、主観的かつ相対的な価値判断によって価格設定がされるものと解されるから、買主にとっての価値も、それが一般にどのような価格で販売されているかという事実</u>に依拠し、その購買意思の形成は、これと密接に関連するものと解される。したがって、本件リングについては、その一般的な小売価格は、消費者契約法四条四項一号に掲げる事項(物品の質ないしその他の内容)に当たり、かつ、消費</p>

論点項目	判示内容
	<p>者が当該契約を締結するか否かについての判断に通常影響を及ぼすべきものであるから、同法同条一項一号の重要事項というべきである。</p> <p>本件では、Aにおいて、控訴人に対し、重要事項である本件リングの一般的な小売価格（一般市場価格）について、四一万四〇〇〇円程度である旨、事実と異なることを告げ、控訴人がそれが事実であると誤認し、それによって上記契約の申込みをしたと認められるから、控訴人は、消費者契約法四条一項に基づき、Aに対し上記売買契約を取り消すことができる。</p>

【M02】

裁判例 平成 18 年 1 月 31 日 東京高裁 平 17 (ネ) 4640 号  
 出典 消費者法ニュース 68 号 301 頁 (要旨)

論点項目	判示内容
不実告知・不利益事実の不告知の対象とすべき事項の在り方（「重要事項」要件）	<p>営業マンが勧誘にあたり、現実には教育役務を伴わない単なる学習教材の販売であるにもかかわらず、<u>「電話やファックスで質問すれば回答する」旨を述べたこと、被控訴人が、本件以前に利用していた他社の学習教材は、改訂作業が加えられていたにもかかわらず、営業マンは「内容が長らく改訂されていない」と述べたこと、代表者本人は中途解約はほとんどのケースで受け付けられていないことを認識していたにもかかわらず、営業マンに、「容易に中途解約して解約返戻金を受領できる」と説明させていたこと等である。</u></p> <p>かかる認定に基づき、判決は、<u>教育役務及び資金調達という契約の重要事項に関して、事実と異なることを告げたとして、消費者契約法 4 条 1 項 1 号に基づく取消しを認めた。</u></p>

【M03】

裁判例 平成 21 年 10 月 2 日 大津地裁長浜支部

平 19 (ワ) 127 号、平 20 (ワ) 16 号

出典 TKC ローライブラリー

論点項目	判示内容
<p>第三者による不当勧誘行為規制の在り方 ※「委託を受けた第三者」の範囲</p>	<p>(1) 被告らは、クレジット契約において、販売店が信販会社と顧客との間の契約を媒介するという構造にはなっていないので、消費者契約法 5 条の適用がない旨主張する。</p> <p>しかし、<u>媒介とは、他人間との間に法律行為が成立するように、第三者が両者の間に立って尽力することをいうところ</u>、本件の基本契約 1 条で、ジュエリー社が顧客に対し被告新生のクレジット制度を利用して商品を販売することとされ、同 5 条で、顧客のクレジット申込書はジュエリー社を通じて被告新生に提出し、被告新生の承諾可否の結果をジュエリー社が顧客に対し通知することとされていること（証拠、略）等に照らすと、ジュエリー社は、顧客に商品を販売する過程において、顧客と被告新生との間に立って、両者間にクレジット契約が成立するよう尽力することを、基本契約に基づき被告新生から委託されていると解するのが相当である。</p> <p>したがって、被告新生は、ジュエリー社に対し、被告新生と顧客との間の消費者契約であるクレジット契約の締結について媒介することを委託しているのであるから、消費者契約法 5 条の適用があると解すべきであって、被告らの上記主張は採用することができない。</p>
<p>第三者による不当勧誘行為規制の在り方 ※「第三者から委託を受けた者」の範囲</p>	<p>被告らは、キャリア社ないし A らは被告新生が承認した正規の代理店ではないから、消費者契約法 5 条にいう「受託者等」に該当しない旨主張する。</p> <p>確かに、被告新生の承認を得ていない代理店、取次店等にクレジット契約の取扱を行わせることは、基本契約 13 条に抵触するが（証拠、略）、被告新生との間に契約違反の問題を生じることが別箇として、ジュエリー社がキャリア社にクレジット契約の締結についての媒介業務を委託することは、被告新生の承認を得ることなく、両社間の契約により可能であり、それにもかかわらず、キャリア社が、消費者契約法 5 条 1 項にいう「その第三者から委託を受けた者」に含まれないと解すべき根拠はない。</p>
<p>不実告知・不利益事実の不告知の対象とすべき事項の在り方（「重要事</p>	<p>前記認定事実によれば、A は、原告に対し、本件クレジット契約の締結について勧誘をするに際し、同契約の目的となるものである役務の質（効果・効能・機能）ないし用途として「ライフ契約及びオリコ契約を解約するため」という事実と異なることを告げ、これによって原告は、本件クレジット契約によりライフ契約及びオリコ契約を解約することが</p>

論点項目	判示内容
項) 要件)	<p>できるとの誤認をし、これによって、被告新生からの電話に対し、本件クレジット契約の申込の意思表示をしたと認めることができる。</p> <p>上記の告知に係る「<u>本件クレジット契約を締結すれば、ライフ契約及びオリコ契約を解約することができる</u>」という事項は、<u>本件クレジット契約の締結により契約者が得る利益そのものに関する事項であって、一般平均的な消費者が本件クレジット契約を締結するか否かについての判断を左右すると客観的に考えられる基本的事項であるから、消費者契約法4条にいう「重要事項」に該当するというべきである。</u></p>

## 【M04】

裁判例  
出典平成 19 年 8 月 27 日 東京地裁 平 17 (ワ) 21084 号  
判例秘書

論点項目	判示内容
不実告知・不利益事実の不告知の対象とすべき事項の在り方（「重要事項」要件）	<p>4 争点（4）（消費者契約法に基づく取消しの可否）について</p> <p>（1）被告が消費者契約法上の「事業者」に当たるか否かを検討する前に、同法4条1項1号及び同条2項の取消事由の存否について検討する。</p> <p>ア （略）</p> <p>また、被告が原告に対し、本件自動車には損傷箇所がない旨説明した点については、第2瑕疵が存在するという客観的事実には反したことを告知したことになるけれども、<u>中古車売買において、車体の底面に特に修理の必要性の認められない損傷があることは、売買契約を締結するか否かについての判断に通常影響を及ぼすもの（消費者契約法4条4項）であるとまではいえないから、「重要事項」には当たらないというべきである。</u></p> <p>イ 次に、被告が、本件契約締結に際し、原告に対し、ある重要事項又は当該重要事項に関連する事項について、原告の利益となる旨を告げ、かつ、当該重要事項について原告の不利益となる事実を故意に告げなかった（不利益事実の不告知）か否かについて検討すると、<u>消費者契約法4条2項の「不利益となる事実」は、消費者の利益となる旨の告知によって、当該事実が存在しないと消費者が通常考えるべきものに限定されている。</u></p> <p>これを本件についてみると、上記1（1）において認定したとおり、被告は、原告に対し、本件自動車に「修復歴」がないことを告知したが、本件自動車が本件事故に遭ったことは、これを認識していながら、告知しなかったのであるから、上記告知によって、本件自動車が本件事故に遭わなかったと通常考えられるかが問題となるところ、<u>修復歴がなくとも、車体の底面については、通常目には入らない部位であるから、運転に支障がない限りは、たとえ何らかの損傷を受けていたとしても、通常は修復までしないというべきである。</u>したがって、本件自動車が本件事故に遭ったことは、本件自動車について「修復歴なし」という告知をしたこととの関係では、「不利益な事実」には当たらない。</p> <p>（2） そうすると、被告が消費者契約法の「事業者」に当たるか否かを検討するまでもなく、同法上の取消事由があるとは認められない。</p>

## 【M05】

裁判例 平成 18 年 10 月 27 日 大阪地裁  
 出典 「詳解 不動産仲介契約」 241 頁（抜粋）

論点項目	判示内容
不実告知・不利益事実の不告知の対象とすべき事項の在り方（「重要事項」要件）	<p>本件居室は、本件マンションの 2 階という低層階にある居室であり、しかも、その南側には一戸建建物が間近に存在し、南側バルコニーには目隠しのためにガーデンラティスが設置されていること、西側バルコニーにはほぼ全面にわたって目隠し用のパネルが設置されていることから、<u>本件居室は、もともと日照、眺望等が格別良好な物件であったということとはできない。</u>そして、Y も、本件居室を販売するに当たり、日照、眺望等の良さを強調していたとは認められない。また、X が[本件販売事務所に来場した際に]記入したアンケートの内容、X は販売チラシに記載された価格から約 1000 万円も減額された価格で本件居室を購入していること、本件マンションが〇〇駅から徒歩 2 分という、生活利便性及び交通利便性の高い立地条件にあることなどの事情にかんがみれば、<u>X においても、購入する物件を選定するに当たり、日照、眺望等が確保されることは通常程度に考慮していたとしても、物件の立地条件や価格、生活、交通の利便性といった事項と同程度あるいはそれ以上に、日照、眺望等が良好であることを重視していたとまでは認められない。</u>以上のとおり、本件契約の締結に当たって、甲または Y に消費者契約法所定の重要事項についての不実告知や不利益事実の不告知があったとは認めることができず、また、X が甲または Y の説明により生じた誤認に基づき本件契約を締結するに至ったと認めることもできない。</p>
情報提供義務の在り方	<p>Y は、分譲マンションの販売等を業とする株式会社であるところ、このような不動産販売業者が不動産売買を行うことの少ない一般消費者を買主として不動産売買契約を締結する場合には、契約の目的物件の購入に関し買主に比べてより高度の専門的知識及び情報収集能力を有していることにかんがみ、信義則上、買主に対し、契約の目的物件の購入に関する判断を誤らせるととがないう配慮し、そのために必要な情報を適切に提供すべき義務を負うと解するのが相当である。前記認定事実によれば、Y は、X に対し、本件重要事項説明書等により、本件マンション南側敷地にマンションの建設計画があることについて説明したと認められ、この点において、Y に説明義務違反があったと認めることはできない。</p>

【参考】控訴審判決

【M05-2】

裁判例 平成 19 年 9 月 21 日 大阪高裁

出典 「詳解 不動産仲介契約」 241 頁（抜粋）

論点項目	判示内容
不実告知・不利益事実の不告知の対象とすべき事項の在り方（「重要事項」要件）	<u>マンションの購入をする消費者にとって、購入予定のマンションに隣接するマンションがどの程度離れた場所に建設されるのかは、通常、購入するか否かの判断に重要な影響を及ぼすと考えられる。これからすると、乙が X に対して行った、南側マンションの敷地は本件マンションの敷地から約 50m 離れているとする説明は、消費者契約法にいわゆる重要事項に関する説明と認めるのが相当である。</u>

【M06】

裁判例

平成 20 年 9 月 19 日 福岡地裁

出典

国民生活センター平成 21 年 10 月 21 日発表情報（要旨）

論点項目	判示内容
不実告知・不利益事実の不告知の対象とすべき事項の在り方（「重要事項」要件）	被告は抗弁として、立替払契約に関する支払義務の有無という消費者契約における「その他の取引条件」（消費者契約法 4 条 4 項 2 号）に当たる重要事項につき、事実と異なることを告げられたと主張する。 <u>しかし、同号における「その他の取引条件」とは、契約の目的物の対価以外の取引に関して付される価格の支払時期などの条件をいうと解される。この概念に絶対に迷惑をかけないと強調したことが含まれると解することはできない。</u>

【M07】

裁判例  
出典  
要旨

平成 16 年 11 月 29 日 東京簡裁 平 16 (ハ) 4044 号

ウエストロー・ジャパン

◆原告が、被告と訴外株式会社との間の教材販売契約の購入代金を立替払いする契約を締結したところ、被告は立替金の一部を支払ったのみで残金を支払わないとして、被告に対して残金の支払を求めた事案において、本件販売契約及び本件立替払契約はその締結に際し信義則に反する特段の事情があり販売業者に帰責事由があるため本件販売契約の合意解約は割賦販売法 30 条の 4 の抗弁事由に該当し、また、不実告知があり消費者契約法 4 条 1 項、同法 5 条により本件立替払契約は取り消されているとして、被告の抗弁がいずれも認められ、原告の請求が棄却された事例

論点項目	判示内容
告知要件の在り方	<p>販売員 C が月々の支払が 1 万 2 0 0 0 円位であると説明していたにも関わらず、契約時になるとクレジット契約書に引落とし銀行口座等の記載及び被告の署名捺印を求め、金額の数字は最後に C が勝手に記入して、控えを渡すとさっと帰った（証人 B）という手口は、実際は月々の支払額が倍額以上の金額であること及び全体の金額も秘匿して相手方をその気にさせる詐欺的手法で、結局、金額という重要事項について事実と異なることを告げていたということ（不実告知）であり、消費者契約法第 4 条第 1 項に該当する取消事由となるものである。</p>

【M08】

裁判例  
出典  
要旨

平成 17 年 8 月 25 日 東京地裁 平 15 (ワ) 21672 号

ウエストロー・ジャパン

◆土地売買契約と建物建築請負契約につき、原告らが請負契約代金についてもローン審査が通らない場合には土地売買契約をも解除できると誤信していたのは、被告から媒介の委託を受けた被告補助参加人において重要事項について事実と異なることを説明したことに原因があるとして、消費者契約法に基づく契約取消が認められた事例

論点項目	判示内容
第三者による不当勧誘行為規制の在り方	<p>証人Aは、被告補助参加人は、原告ら及び被告の双方から、土地売買契約及び建物建築請負契約の双方につき、媒介の委託を受けていた旨証言しているところ、本件売買契約書である甲5はそもそも被告補助参加人名が表紙に印刷された契約書式によるものであること、同契約書の末尾には売主である被告の記名押印、買主である原告X2の署名押印があるところ、それに続けて宅地建物取引業者という標記の下に被告補助参加人の記名押印があること、重要事項説明書(乙1)には媒介者として被告補助参加人の商号が記載され、かつ、代表者印が押なつされていること、そして、被告補助参加人は平成15年5月ころ原告らが飛び込みで事務所を訪れて以来、一貫して本件物件を被告から原告らのいずれかに買い取らせて、その地上に被告を請負人、本件物件買受人を注文者とする建物建築請負契約を成立されるべく奔走していたものであって、被告補助参加人が、被告との間で本件物件の売却に関し全く打合せ等をしていないままここまで奔走することは考えにくいことに照らせば、<u>被告補助参加人は被告から本件売買契約及び本件請負契約の相手方を探すよう依頼を受けていたものと認定するのが相当である。</u></p> <p>したがって、被告補助参加人は、消費者契約法5条1項の「委託を受けた第三者」にあたること認められ、よって、争点(2)における(原告の主張)にかかる事実を認めることができる。</p>
告知要件の在り方	<p>3 争点(3)について</p> <p>(1) 争点(1)において認定したとおり、被告代表者は、本件売買契約書に記載された条項どおり、本件請負契約代金額について融資の承認が得られなかったことは本件ローン条項による解除の要件を満たさないという認識であったのに対し、原告らは逆の認識を有していたといえる。</p> <p>(2) そもそもそのような認識のそごが生じた原因について検討すると、乙5及び被告代表者本人尋問の結果から、A及びBが平成15年6月7日及び同月19日に被告事務所に赴いたものの、被告代表者に対し融資の承認が得られなかった具体的経緯等について要領を得ない説明を繰り返し、それは被告代表者の納得をえられるようなものでなかったとの事</p>

論点項目	判示内容
	<p>実が認められることに照らすと、<u>A及びBは、本件売買契約書に記載された本件ローン条項の内容を誤解し、本件売買契約代金のみならず本件請負契約代金についても融資の承認が得られなければ手付金は被告から返還されるものと思い込んで、その旨原告らに説明してしまったことがその原因であると推認される</u>のであり、Aらは、原告らが城南信金新橋支店から融資の承認が得られない状況に至ってようやく誤解に気付き、その責任の所在を原告ら及び被告代表者に対し明確に説明しないままに、被告代表者に対して手付金返還に応じるよう説得を試みたが、被告代表者が、Aらの要領を得ない説明に納得できず、これを受け入れなかったため、それが結果的に、原告らによる甲事件提起につながったものと考えられるのであって、被告補助参加人が、原告らが契約締結の翌日に突然翻意したという特異な内容を含む主張をし（しかも原告らの側がそのような行動をとるに至った動機となる事情が証拠上見当たらないことは、前記のとおりである。）、そして、証人Aも前述のとおり不可解な内容の供述をしていることもまた、かえって被告補助参加人の言動が、契約当事者間における認識のそごをもたらした原因であることを、うかがわせるものといえる。</p> <p>(3) そうすると、原告らは、被告補助参加人から、<u>本件ローン条項の適用条件について事実と異なる説明を受けたものと判断される</u>のであり、争点(3)における（原告の主張）にかかる事実は、これを認めることができる。その結果、消費者契約法4条1項1号、5条1項に基づき、原告X2は本件売買契約について、原告X1は本件請負契約について、それぞれ解除権（原文ママ）を取得したことになる。</p>
<p>適正な行使期間 ※取消権の行使期間の起算点</p>	<p>4 争点(4)について</p> <p>(1) 争点(1)において認定したとおり、被告代表者が、平成15年5月27日、原告X1の居合わせた被告事務所において、Bに対し、ローンは大丈夫かどうか訪ねたところ、Bが大丈夫である旨回答した事実が認められるが、果たして1500万円という具体的な金額が話に出されていたかどうかは、証拠上明らかではなく、そして、この金額が話題に上っていないならば、原告X1が、被告補助参加人の説明に疑義を持つことは考えにくい（なお、仮に金額が話に出ていたとしても、それが消滅時効の起算点となり得ないことは、次項(2)で述べるところと同様である。）。</p> <p>(2) 争点(1)において認定したとおり、被告代表者は、平成15年6月24日、原告X1の同席する場において、Aらに対し、「ローンの利用は1500万円だったはずじゃないですか、3200万円というのは全く聞いていませんよ。」と言い、納得がいかないとの態度を示した事実が認められる（この段階に至っていれば、具体的な金額が話題に上らないと</p>

論点項目	判示内容
	<p>は考えにくい)。しかしながら、前記のとおり、原告らが、本件請負契約代金をも含む合計3200万円の融資の承認が得られなかった場合でも本件ローン条項が適用されるという認識を有していたこと、そして、平成15年7月9日以降訴訟代理人を通じて発せられた内容証明郵便においても、手付金返還請求の根拠としては本件ローン条項の適用以外の事由に全く言及していないことに照らすと、原告X1は、被告代表者の前記発言を耳にしても、そして原告X2も同発言のことを知ってからも、原告らは本件ローン条項を根拠として手付金を返還してもらえることについて疑問を抱くことがなく、被告代表者がローンの利用額を誤解していただけたと考えたにとどまった可能性が高く、少なくとも、証拠によっては、原告らが、被告補助参加人が本件ローン条項の適用条件について誤った説明をしていたのではないかという認識を抱いたとまで認定することはできない。すなわち、被告代表者の前記発言があったからといって、これを認知した原告らが、被告補助参加人が重要事項について事実と異なることを告げたと認識したとまではいえない。</p> <p>(3) その他、本件全証拠を総合しても、原告らが、被告補助参加人が重要事項について事実と異なることを告げたと初めて認識したのが答弁書受領日である平成15年11月4日より前であったことをうかがわせる事情は、見当たらない。</p> <p>(4) そうすると、原告らの、消費者契約法に基づく取消権の消滅時効の起算日は、平成15年11月4日より前であったとは認められず、したがって、争点(4)における(被告の主張)は、採用できない。その結果、原告らは、消費者契約法に基づく取消を主張できることになるから、争点(5)ないし(7)については検討するまでもない。</p>

【M09】

裁判例  
出典  
要旨

平成 17 年 3 月 10 日 東京地裁 平 15 (ワ) 18148 号

ウエストロー・ジャパン

◆床下換気扇等の取付を業とする被告会社の従業員の勧誘により床下換気扇、防湿剤等を購入する契約を締結し、また、被告クレジット会社との間でクレジット契約を締結した原告が、上記購入契約がいわゆる「点検商法」によるもので、特定商取引法に基づく解除等により契約が解消されたとして、被告換気扇取付会社に対しては床下の防湿剤の撤去を、被告クレジット会社に対しては立替金債務の存在しないことの確認をそれぞれ求めた事案につき、本件売買契約においては、建物への換気扇等の設置の必要性及び相当性に関する重要事項について販売担当者から原告に告げられた内容が事実と異なるなどとして、消費者契約法に基づく契約の取消が認められた事例

論点項目	判示内容
不実告知・不利益事実の不告知の対象とすべき事項の在り方（「重要事項」要件）	<p>(1) <u>本件売買契約において、消費者契約法4条1項1号にいう重要事項は、本件商品自体の品質や性能、対価等のほか、本件建物への本件商品の設置の必要性、相当性等が含まれるものと解すべきであるが、これらの重要事項について、被告ユナイトの販売担当者が事実と異なることを告げ、原告が告げられた事項が事実であると誤認して、本件売買契約の申込み又は承諾の意思表示をしたか否かについて、前記認定事実に基づいて検討する。</u></p> <p>(略)</p> <p>(8) このようなことからすると、本件売買契約において、被告ユナイトの販売担当者は、原告に対し、<u>本件建物への本件商品設置の必要性及び相当性に関する重要事項について、事実と異なることを告げ、原告は、被告ユナイトの販売担当者から告げられた内容が事実であると誤信して、本件売買契約の承諾をしたものと認められる。</u></p>

【M10】

裁判例 平成 21 年 12 月 22 日 名古屋地裁 平 20 (ワ) 6505 号  
 出典 TKC ローライブラリー

論点項目	判示内容
不実告知・不利益事実の不告知の対象とすべき事項の在り方（「重要事項」要件）	<p>原告が、補助参加人のこうした発言で本件土地 1 及び本件土地 2 に売却可能性があり売却のために必要であると信じたために、本件測量契約及び本件広告掲載契約を締結したのは明らかであり、本件土地 1 及び本件土地 2 の売却可能性は、消費者契約法 4 条 1 項 1 号、4 項 1 号の「用途その他の内容」についての「重要事項」に当たる。</p>
故意要件の要否	<p>なお、本件証拠上、補助参加人が、本件土地 1 及び本件土地 2 が市街化調整区域内にあり、景観計画区域に指定され、砂防法の適用があることを知っていたとは認められないから、補助参加人が消費者契約法 4 条 2 項にいう「当該消費者の不利益となる事実（当該告知により当該事実が存在しないと消費者が通常考えるべきものに限る）を故意に告げなかった」とはいえない。</p>

【M11】

裁判例  
出典  
要旨

平成 18 年 2 月 2 日 福岡地裁 平 17 (ワ) 121 号

ウエストロー・ジャパン

◆全戸オーシャンビューとして購入したマンションが電柱及び送電線によって眺望が阻害されている場合、売主にマンションの眺望等に関する説明義務の違反があるとし、買主の売買契約の解除と損害賠償請求が認められた事例

論点項目	判示内容
不実告知・不利益事実の不告知の対象とすべき事項の在り方（「重要事項」要件）	<p>前記争いのない事実等及び証拠（甲 6、10、乙 6、8、17 の 3 ないし 6、証人丙山、被告本人）によれば、以下の事実を認めることができる。</p> <p>(1) 本件マンションのテレビ CM では、「海のそばっていいな」という言葉が流れ、販売用パンフレットには、「全戸オーシャンビューのリビングが自慢です。」と記載され、パース（完成予想図）では、「実際とは異なる」旨の注意書きがあったものの、海側には電柱その他のなんらの障害物も記載されておらず、海が近いこと、海が見えることが本件マンションのセールスポイントの一つであった。</p> <p>(2) 被告は、平成 15 年 7 月ころ、結婚を控えて新居を探していたところ、夫婦の各職場の中間地点であったことや海が見えるということが気に入って、2 回本件マンションのモデルルーム（本件マンションの敷地とは別の所にあった。）を訪れ、3 回目に訪れた同年 8 月 3 日、応対した丙山三郎（以下「丙山」という。）に対し、同一規格の 301 号室（3 階、2640 万円）と 501 号室（5 階、2760 万円）について、ベランダからの眺望に違いがあるか尋ねたところ、丙山は眺望に違いはないと答えたことなどから、301 号室について本件売買契約を締結した。（・・・（略）・・・）</p> <p>被告は、モデルルームを訪れるときに敷地の西側道路を車で通ったが、道路端の本件電柱の存在に気を止めたことはなかった。丙山も、301 号室と本件電柱の位置関係については認識していなかった。被告は、同日、宅地建物取引主任者丁川四郎から重要事項説明を受けたが、本件電柱の存在については何も説明はなかった。</p>
不実要件の在り方	<p>5 消費者契約法による取消しについて</p> <p>消費者契約法 4 条 1 項 1 号は、事業者が、重要事項について「事実と異なること」を告げたことにより、消費者が当該告げられた内容が事実であると誤認して契約の申込みをしたときは、これを取り消すことができると規定している。ここにいう「事実と異なること」とは、主観的な評価を含まない客観的な事実と異なることをいうと解すべきところ、301 号室と 501 号室の眺望が同一かどうかということは、主観的な評価を含むものであるから、これは上記「事実」に該当しないと言うべきである。</p>
故意要件の要	<p>同条 2 項は、事業者が、重要事項について、不利益事実を故意に告げ</p>

論点項目	判示内容
否	<p>なかったことにより、消費者が当該事実が存在しないと誤認して契約の申込みをしたときは、これを取り消すことができると規定している。ここでは「故意」が要求されているところ、<u>本件においては、上記認定のとおり、丙山は本件電柱の存在を知らなかったのであるから、その事実を「故意に」告げなかったということとはできない。</u></p>
<p>情報提供義務の在り方（法的性質、同義務違反の効果）</p>	<p><u>建築前にマンションを販売する場合においては、購入希望者は現物を見るができないのであるから、売主は、購入希望者に対し、販売物件に関する重要な事項について可能な限り正確な情報を提供して説明する義務があり、とりわけ、居室からの眺望をセールスポイントとしているマンションにおいては、眺望に係る情報は重要な事項ということが出来るから、可能な限り正確な情報を提供して説明する義務がある</u>というべきである。そして、<u>この説明義務が履行されなかった場合に、説明義務が履行されていれば買主において契約を締結しなかったであろうと認められるときには、買主は売主の説明義務違反（債務不履行）を理由に当該売買契約を解除することができると解すべきである。</u></p> <p>これを本件についてみると、原告は、本件マンションの販売の際、海側の眺望をセールスポイントとして販売活動をしており、被告もこの点が気に入って5階と眺望の差異がないことを確認して301号室の購入を検討していたのであるから、原告は、被告に対し、眺望に関し、可能な限り正確な情報を提供して説明すべき義務があったというべきである。そして、上記認定の事実（前記争いのない事実等(5)）によれば、301号室にとって、本件電柱及び送電線による眺望の阻害は小さくないのであるから、原告は、本件電柱及び送電線が301号室の眺望に影響を与えることを具体的に説明すべき義務があったというべきであり、原告がこの説明義務を怠ったのは売主の債務不履行に当たるというべきである。</p> <p>そして、本件電柱及び送電線による眺望阻害の程度、被告は眺望を重視し、301号室と501号室のいずれかにするか決定する際、丙山から眺望には変わりがないとの説明を受けたので301号室に決めたものであることなどからすると、原告が上記説明義務を履行していれば、被告は501号室を購入して301号室を購入しなかったことが認められるから、被告は本件売買契約を解除することができるといえるべきである。</p>

## 【M12】

裁判例  
出典

平成 19 年 12 月 26 日 名古屋地裁 平 19 (ワ) 701 号  
ウエストロー・ジャパン

論点項目	判示内容
断定的判断の提供の対象とすべき事項の在り方（「将来における変動が不確実な事項」要件）	(3) 上記 2 の認定の事実によれば、被告従業員は、本件売買の勧誘に際し、原告に対し、 <u>「株式会社アイ・ディ・テクニカの縁故株を特別に売る。1 株 30 万円であるが、公募価格は 50～60 万円となり、上場すれば 120 万円以上になり、200 万円くらいにはなる。」と述べたことが認められ、これは、消費者契約法 4 条 1 項 2 号にいう断定的判断の提供にあたりと解される。</u>
不当勧誘行為の効果（不当利得返還の範囲、損害賠償請求権）	(1) 被告従業員が、本件売買の勧誘に際し、原告に対し、「株式会社アイ・ディ・テクニカの縁故株を特別に売る。1 株 30 万円であるが、公募価格は 50～60 万円となり、上場すれば 120 万円以上になり、200 万円くらいにはなる。」と述べたこと（上記 2 の認定事実）は、被告従業員の原告に対する不法行為にも該当するといえることができる。 (2) 原告は、この不法行為により <u>本件売買の代金に相当する 150 万円の損害を被ったと認められる。</u> しかし、 <u>原告に株式の取引の経験があり、未公開株のリスクについても十分理解することは可能であったといえることからすると、原告にも同損害の発生につき過失があったといえるべきである。</u> その過失の程度からすると、 <u>その損害額から 5 割を過失相殺すべきである。</u> そうとすると、原告の損害額は、75 万円となる。

【M13】

裁判例 平成 20 年 7 月 16 日 東京高裁 平 20 (ネ) 1410 号  
 出典 ウエストロー・ジャパン

論点項目	判示内容
不実告知・不利益事実の不告知の対象とすべき事項の在り方（「重要事項」要件）	<p>金に関していうと、東京工業品取引所の商品取引員の自己玉のほとんどが売玉であり、これに対し、一般顧客の委託玉はそのほとんどが買玉であり、2006 年 10 月限の場合、原告の自己玉は 11 月 17 日時点ですべて売玉であったのに、証人 C の証言によると、C は、その事実を知らず、被告にこの事実を告げなかったことが認められる。しかしながら、<u>商品取引員が自己玉を建てるのは、場勘定の支払に備えたり、あるいは、ストップ値で委託者が手仕舞いできないとき顧客の売買を成立させ緊急的に救済するなどのために行われるのであり、一般の委託者とは異なる事情で自己玉を建てるのであるから、一般の委託者に勧める建玉と異なる自己玉を建てることはあり得るところであって、商品取引員の建玉を当然に一般の委託者にとって必要な相場情報ということとはできないから、これを告げなかったことが直ちに不利益事実の不告知ということとはできない。</u></p> <p>※なお、従業員の新規委託者保護義務違反による不法行為責任（715 条）を認めた上、過失相殺 8 割としている。</p>

【参考】原審判決

【M13-2】

裁判例 平成 20 年 2 月 21 日 横浜地裁相模原支部 平 18 (ワ) 60 号  
 出典 ウエストロー・ジャパン

論点項目	判示内容
不実要件の在り方	<p>(2) まず、前記①の不実の事項の告知と断定的判断の提供に関し、甲第 6 号証の 1 及び 2、第 9 号証の 1、第 13 号証、第 14 号証、乙第 1 号証、証人 C 及び同 B の各証言によると、<u>B 及び C は、平成 17 年 11 月 16 日、金の先物取引を勧誘するに当たり、被告に商品先物取引委託のガイド（本冊・別冊）、取引管理運用の手引き、約諾書及び受託契約準則、取引本証拠金額一覧及び委託手数料一覧を交付し、約 2 時間にわたり、前記資料に基づきストップ安（高）を含む先物取引の内容につき説明し、被告から商品先物取引の説明及び理解に関する確認書①及び②を徴求した上</u>（商品先物取引委託のガイドにはストップ安（高）と仕切り不成立に関する説明が記載されている。）、当時、金相場が平成 17 年に入って上昇傾向にあったことから（1 グラム 1400 円、1 枚 140 万 0000 円）、被告に対し、金を購入することを勧め、<u>既に新日本商品、日本ユニコムとの間で</u></p>

論点項目	判示内容
	<p><u>金の先物取引経験のあった被告が原告との間でも金の先物取引を開始したことが認められ、Cらがストップ安（高）による仕切問題につきことさら事実と反する説明をし、このため被告において先物取引の内容につき誤認したまま取引を開始したと認めることはできない。</u></p>
<p>不実告知・不利益事実の不告知の対象とすべき事項の在り方（「重要事項」要件）</p>	<p><u>東京金の相場とロコ・ロンドン市場における現物取引における金相場との乖離や総取組高の増大が金相場の今後を予測する上で重要な指標であるとしても、金相場の価格形成要因は、金の需要供給のバランスのほか為替相場の変動等複雑かつ多種多様であって、現物取引における金相場との乖離や総取組高の増大が拡大すれば直ちに当然に下落すると判断できる根拠は存在しないから、被告にこの事実を告知しなかったからといって、重要事項で被告に不利益となる事実を告げなかったということはできない。</u> 業界紙の値下げ予測に至っては価格の動向を判断する上での参考資料ではあっても重要事項で被告に不利益となる事実にあたらない。</p>
<p>不当勧誘行為の効果（不当利得返還の範囲、損害賠償請求権）</p>	<p>以上の認定事実によると、原告担当者であるB及びCは、<u>法の求めるガイドラインの定める新規委託者保護のための措置を講じることなく、取引開始後9日間経過した時点で投資可能額を3倍以上に拡大することを承認した上、銀相場の上昇局面であったとはいえ、買いのメリットのみを説明し、長期にわたる価格上昇局面における相場の急変に伴う仕切注文の不成立といったデメリットを十分に説明せず、被告が当初投資可能額の2分の1に近い投資により銀の買玉100枚（証拠金720万0000円）を建てるに当たり、漫然その委託を受け入れ、前記ガイドラインに違反して先物取引未習熟者としては明らかに過大な取引を成立させ、その後金の価格高騰により臨時増証拠金徴収預託措置がとられた際も損害回避のため緊急に連絡助言すべき契約上の義務の履行を怠り、被告をして早期に銀の相場下落による仕切処分をする機会を失わせた点で、Cの外務員活動全体に違法性があり、その結果、被告に対し、売買損金2706万7400円の損害を被らせたが、Cが登録外務員資格を有する営業担当であったことからすると、少なくとも過失を免れないので、原告は、その使用者として、<u>不法行為責任</u>があり、前記銀の売買差損は前記違法行為によって発生したものであるから、委託手数料（消費税を含む。）はもとより差損金（立替金）の支払請求も許されないというべきである。</u></p>

【M14】

裁判例  
出典  
要旨

平成 21 年 6 月 19 日 東京地裁 平 20 (ワ) 1275 号

ウエストロー・ジャパン

◆医療機関との間で包茎手術及びこれに付随する亀頭コラーゲン注入術について診療契約を締結し、割賦購入あっせんを目的とする会社である原告との間で治療費の支払につき立替払の委託契約を締結した被告に対し、原告が立替金残金の支払を求めたところ、被告が、消費者契約法 4 条に基づく診療契約等の取消などを主張して支払につき争った事案において、本件術式につき、医学的に一般に承認されたものとはいえず、同事実は消費者契約法 4 条 2 項の「当該消費者の不利益となる事実」に該当するとした上、医療機関は本件各契約の締結に当たり、同事実を被告に故意に告げなかったとして、同項による本件立替払契約の取り消しを認め、請求を棄却した事例

論点項目	判示内容
不実告知・不利益事実の不告知の対象とすべき事項の在り方（「重要事項」要件）	<p>しかしながら、手術を受ける者は、特段の事情のない限り、自己が受ける手術が医学的に一般に承認された方法（術式）によって行われるものとするのが通常であり、特段の事情の認められない本件においては、<u>本件診療契約の締結に当たり、被告もそのように考えていたものと認めることができる。</u>そうすると、仮に亀頭コラーゲン注入術が医学的に一定の効果を有するものであったとしても、<u>当該術式が医学的に一般に承認されたものとは言えない場合には、その事実は消費者契約法四條二項の「当該消費者の不利益となる事実」に該当するものと解するのが相当である。</u></p>
先行行為要件の要否	<p>言及なし</p>
故意要件の要否	<p>(3) 以上によれば、亀頭コラーゲン注入術は医学的に一般に承認されたものではなく、訴外医院は、本件診療契約及び本件立替払契約の締結に当たり、<u>同事実を認識しながら（同術式の実施例に関する医学的文献がない以上、訴外医院が同事実を認識していたことは明らかである。）</u>、同事実を被告に故意に告げなかった結果、被告は、亀頭コラーゲン注入術が医学的に一般に承認された術式であると誤認して本件診療契約及び本件立替払契約を締結したものであるから、被告は、消費者契約法四條二項により本件立替払契約を取り消すことができる（なお、包茎手術と亀頭コラーゲン注入術は一つの診療契約に基づく一体の手術と認められるから、亀頭コラーゲン注入術に関して被告に誤認があった以上、被告は本件立替払契約全部を取り消すことができると解するのが相当である。）。</p>

【M15】

裁判例  
出典  
要旨

平成 17 年 1 月 26 日 名古屋地裁 平 14 (ワ) 4110 号  
ウエストロー・ジャパン

◆商品先物取引につき、当該取引の受託会社の担当者に消費者契約法四条一項二号所定の「断定的判断の提供」があったとして、当該取引に係る委託契約の取消しが認められ、当該取引に係る顧客の受託会社に対する不当利得返還請求が認容された事例

論点項目	判示内容
断定的判断の提供の対象とすべき事項の在り方（「将来における変動が不確実な事項」要件）	<p>前一(5)認定事実によれば、山本は、被告に売増しの勧誘に際し、「灯油は必ず下げてくる、上がる事はあり得ないので、五〇枚売りでやって欲しい。」「上場企業の部長の私を信用して三〇枚やってもらえませんか。」「当たりの宝くじを買うみたいなものですよ。」「責任を持って利益をとって、お盆休み明けには、私が現金を持っていきます。」「銀行に預けておくより、山本銀行にお金を預けて欲しい。」「万が一上げた時でも追証拠金を出さずに、取引を続けるやり方があるので、私に任せて欲しい。」などと断定的判断を提供し、被告はこれを信じ、東京灯油二〇枚を売増したことが認められる。</p>
情報提供義務の在り方	<p>イ 説明義務について</p> <p><u>商品先物取引は、仕組み自体複雑でその判断には、高度な専門的知識と経験に裏打ちされる必要があります。商品取引員は、専門的な知識、経験を蓄積しており、対象となる取引の内容や、危険性について十分に知ることができる立場にあり、一般委託者は、商品取引員に比べて、取引に関する知識や経験が劣るのであるから、商品取引員及びその従業員は、信義則上、取引の内容や危険性について説明義務を負うものと解される。</u></p> <p>ところで、<u>その説明義務の内容は、その委託者の知的能力、理解力、知識、経験に照らして、対象となる取引の内容とりわけその危険性を十分理解することができる程度になすことが要求されるものと解される。</u></p> <p>本件においては、前一(1)、(3)、(4)認定の各事実に照らせば、被告は、昭和〇年〇月〇日生まれの当時三九歳の男性で、二六歳か二七歳ころから内装業を独立して営み、過去に六か月程度の株式の取引経験があり、小池から、商品先物取引の仕組みについて説明を受け、ガイドに基づき、その危険性について説明を受け、追証について質問をなし、当初、小池らからは、<u>東京灯油三〇枚の売建を勧められたが、これを拒否し、一〇枚から始めるという慎重な判断をなしているものであり、上記被告の経歴、取引の内容に照らして、原告の従業員らの説明義務が不十分であるとまではいえない。</u></p> <p>また、被告は、取引を勧誘した村山、小池が、勧誘した商品である灯油について、その平均的な上下振れ幅と値動きによる具体的危険につい</p>

論点項目	判示内容
	て説明義務違反があると主張するが、 <u>上記のとおり被告が当初、取引に警戒して参加していることや被告の経歴に照らせば、かかる義務まで認めることは相当ではない。</u>

【M16】

裁判例  
出典  
要旨

平成 17 年 11 月 8 日 東京地裁 平 17 (レ) 253 号

ウエストロー・ジャパン

◆パチンコ攻略情報の売買契約に際して売主から「一〇〇パーセント絶対に勝てる」等の勧誘を受けた買主がした消費者契約法四条一項二号所定の「断定的判断の提供」を理由とする当該売買契約の取消しについて、契約の取消しを認め、代金の返還請求が認容された事例

論点項目	判示内容
断定的判断の提供の対象とすべき事項の在り方（「将来における変動が不確実な事項」要件）	<p>(2) 被控訴人は、本件雑誌において「1本の電話がきっかけで勝ち組100%確定」、「情報料無料で完全伝授」などの記載のある本件広告を掲載し、同広告中の「Tの一言」という欄には、「こういったカモフラージュをする事により、わざと負けているフリを見せる。つまりホールの店員&amp;一般パチンカーの目をあざむく動きを行うのだ。その後は指定台で、協議会の情報を使い上限を守り稼ぎましょう。」との記載があった。控訴人は、<u>本件雑誌を購入して本件広告を見た結果</u>、これを信頼した。</p> <p>(3) 控訴人は、平成16年7月15日、本件広告に掲載されていた被控訴人の<u>電話番号に電話をかけ</u>、丙川に対し、そんなにパチンコで稼げるものなのか、本件広告には、絶対100パーセント勝てると書いてあるがそれは本当なのか、手順というものがあるらしいがそれはだれにでもできるものなのかなどと尋ねた。丙川は、これに対し、「だれにでもできる簡単な手順、70歳のおばあちゃんでもできるほど簡単なもの」「毎回3000円から5000円の投資金で大当たりが引ける。」「100パーセント絶対に勝てるし、稼げる。月収100万円以上も夢ではない。目指せ年収1000万円プレーヤー」「お店1店につき滞在時間は約2時間で、平均5万円から8万円勝てる。」「パチンコ攻略情報代金は数日あれば全額回収できる。」などと勧誘し、控訴人が同人に対し打ち方の手順をどのように教えてくれるのか尋ねると、同人は、打ち方の内容を書面に残すと秘密がほかに流れてしまうので書面にして送ることはできない、パチンコを打ちに行くときに電話をくれれば、手順と行くべきお店、パチンコ台の機種及び台の番号は口頭で伝えるなどと答えた。控訴人はこれにより、被控訴人の提供する情報に従ってパチンコをすれば常に稼ぐことができると誤信した。</p> <p>・・・(中略)・・・</p> <p>(6) 控訴人は、同月29日、丙川に対し、情報どおりの手順を最後まで完璧にやりこなすことが大変であり、たとえ手順が最後まで完璧にできても、言われたような大当たりは来ないと抗議したところ、同人は、「手順が完全にできていないのではないか。」「ホールで遠隔操作されているのではないか。」などと説明した。さらに、控訴人が「もっと簡単な手順はないのか。」と問いかけたところ、丙川は、「パチンコ攻略情報売買契</p>

論点項目	判示内容
	<p>約の契約期間が長いほど、提供する攻略情報は、手順が簡単かつ効果が高く、手早く、1 回当たりでも大きく稼げる。」などと述べて、期間半年の契約の締結を勧めた。これに対し、控訴人は、「そんなお金はありませんよ。」と答えたが、丙川は、「本当は全部で 60 万円かかるんだけど、まだ始めたばかりということもあるし、差額 26 万 2500 円でできるようにしてあげますよ。」などと勧誘した。その結果、控訴人は、新たな情報を購入すればパチンコで確実に稼ぐことができると誤信した。</p> <p>・・・(中略)・・・</p> <p>2 断定的判断の提供による誤信</p> <p>(1) 本件第 1 契約及び本件第 2 契約（あわせて「本件契約」という。）は、いずれも被控訴人が控訴人に対し、常に多くの出球を獲得することができるパチンコの打ち方の手順等の情報を提供し、控訴人に経済的な利益を得させることを目的とする契約であるところ、<u>一般的に、パチンコは、各個別のパチンコ台の釘の配置や角度、遊技者の玉の打ち方や遊戯する時間、パチンコ台に組み込まれ電磁的に管理されている回転式の絵柄の組合せなどの複合的な要因により、出球の数が様々に変動する遊技機であり、遊技者がどれくらいの出球を獲得するかは、前記のような複合的な要因による偶然性の高いものである。したがって、本件契約において、被控訴人が控訴人に提供すると約した情報は、将来における変動が不確実な事項に関するものといえる。</u></p>
勧誘要件の要否・在り方	<p>(2) 前記第 3、1(2)のとおり、本件広告には、「1 本の電話がきっかけで勝ち組 100%確定」などの記載があり、また、同広告の「T の一言」という欄の記載など、広告の読者において、被控訴人が一般には知られていない特別なパチンコ攻略の情報を有しており、読者がそれに従えば確実に利益を生み出すことができると思わせる内容になっていた。また、同(3)のとおり、丙川は本件広告に関心を持ち、その内容の真偽を問い合わせてきた控訴人に対し、「だれにでもできる簡単な手順、70 歳のおばあちゃんでもできるほど簡単なもの」「毎回 3000 円から 5000 円で大当たりが引ける。」「100 パーセント絶対に勝てるし、稼げる。月収 100 万円以上も夢ではない。目指せ年収 1000 万円プレーヤー」「お店 1 店につき滞在時間は約 2 時間で、平均 5 万円から 8 万円勝てる。」「パチンコ攻略情報代金は数日あれば全額回収できる。」などと将来の出球による利益が確実であるという趣旨の言葉を用いた。さらに、前記同(3)のとおり、丙川は、控訴人に対し、手順の内容の秘密が一般に広まることのないよう、情報はすべて口頭で伝えるなどと述べて、あたかも被控訴人が提供する情報が一般には知られていない特別なものであり、それによって控訴人が将来、利益を確実に獲得できるかのごとき印象を与えた。以上を総合すると、本件広告における前記表現及び丙川の控訴人に対する前記の勧誘は、</p>

論点項目	判示内容
	<u>本来予測することができない被控訴人がパチンコで獲得する出球の数について断定的判断を提供するものといえる。</u>

## 【M17】

裁判例 平成 21 年 1 月 13 日 右京簡裁 判決  
 出典 消費者法ニュース 84 号 23 頁 (抜粋)

論点項目	判示内容
断定的判断の提供の対象とすべき事項の在り方（「将来における変動が不確実な事項」要件）	連帯保証人に対する貸金業者からの保証債務履行請求について、右京簡裁は、貸金業者が借主に対して連帯保証人を探してくるようにと依頼することは連帯保証契約締結の媒介を依頼したものであり、 <u>借主が「絶対に迷惑をかけない」と告げたことは断定的判断の提供に当たる、実際は借り換えなのに借主が更新と告げたことは不実告知にあたる等として、連帯保証契約の取消しを認めた。</u>
第三者による不当勧誘行為規制の在り方（「媒介」要件）	しかし、控訴審の京都地裁は以下のように述べ、取消しを否定した。①「消費者」（2条1項）とは、消費者契約法が制定された趣旨からすると、自らの事業としてでなく、自らの事業のためにでもなく契約の当事者となる主体をいう。②「媒介の委託を受けた第三者」（5条）とは、事業者が第三者に媒介を委託して事業活動を拡大し、利益を得ている以上、その第三者の行為による責任を事業者も負担すべきであるという趣旨にかんがみ、その第三者が媒介の委託を受けた事業者との共通の利益のために契約が締結されるよう尽力し、その契約締結について勧誘をするに際しての第三者の行為が事業者の行為と同視できるような両者の関係が必要となる。本件借主は、事業者である貸金業者の事業活動拡大等のためではなく、あくまで自らが資金を獲得するという利益のために保証人となるように依頼したのであり、貸金業者と共通の利益を有しているということはず、第三者にあたらぬ。

【M18】

裁判例  
出典  
要旨

平成 15 年 10 月 24 日 神戸地裁尼崎支部 平 13 (ワ) 874 号  
ウエストロー・ジャパン

◆原告が、原告が被告 Y 1 との間で締結した本件易学受講契約及びこれに付随する本件付随契約等の無効を主張して、被告 Y 1 及び同 Y 2 に対し、不当利得返還請求権に基づき既払金の返還等を求めたのに対して、反訴として、被告 Y 1 が、原告に対し、本件易学受講契約に基づく受講料、改名・ペンネーム代、テキスト・数珠・袈裟・水晶・衣類・健康食品などの売買代金、印鑑代を立て替えたことによる求償金の支払等を求めた事案において、本件における事実関係の下では、本件易学受講契約については消費者契約法 4 条 3 項 2 号による取消し、本件付随契約については同法 4 条 1 項 2 号による取消しがそれぞれ認められるなどとして、本訴請求を認容したのに対して、反訴請求については、健康食品等の売買代金の支払請求のみを認めた事例

論点項目	判示内容
断定的判断の提供の対象とすべき事項の在り方（「将来における変動が不確実な事項」要件）	(2) 上記認定の事実によれば、原告は、改名及びペンネーム作成契約や印鑑購入契約の締結につき、被告●●●から勧誘を受けるに際し、被告●●●から、改名、ペンネーム、印鑑に関して、改名及びペンネーム作成、印鑑製作、祈祷をすれば、原告の運勢や将来の生活状態が必ず好転するという趣旨の説明を受け、運勢や将来の生活状態という変動が不確実な事項につき断定的判断の提供がされたことにより、上記提供された断定的判断の内容が確実であると誤認して、上記各契約を締結し、上記出捐を行ったものと認められる。
退去妨害／不退去の要件の在り方	(3) 法 4 条 3 項 2 号の「当該消費者を退去させないこと」とは、 <u>物理的なものであると、心理的なものであるとを問わず、当該消費者の退去を困難にさせた場合を意味すると解される</u> ところ、上記認定の事実によれば、原告は、本件易学受講契約締結について勧誘を受けた際、被告●●●に対し、勧誘場所である●●●易学院から退去する旨の意思表示をしたにもかかわらず、被告●●●の上記認定の言動により、 <u>困惑し、心理的に退去困難な状態に陥らされ、その結果、本件易学受講契約を締結することを承諾したものと認められ、原告の本件易学受講契約承諾の意思表示については、法 4 条 3 項 2 号の取消事由があるというべきである。</u>

【M19】

裁判例  
出典  
要旨

平成 16 年 7 月 30 日 大阪高裁 平 15 (ネ) 3519 号

ウエストロー・ジャパン

◆被控訴人（一審本訴請求原告）が、控訴人（一審本訴請求被告）Y 1 との間で締結した本件易学受講契約等の無効を主張して、控訴人 Y 1 及び同 Y 2 に対し、不当利得返還請求権に基づき既払金の返還等を求めたのに対して、反訴として、控訴人 Y 1 が、被控訴人に対し、本件易学受講契約に基づく受講料等の支払を求めたところ、原審は、本訴請求を認容し、反訴請求は一部認容としたことから、これを不服とした控訴人らが、各控訴した事案において、本件における事実関係の下では、本件易学受講契約については消費者契約法 4 条 3 項 2 号による取消し、本件付随契約については同法 4 条 1 項 2 号による取消しはできないが、上記各契約は、著しく不公正な勧誘行為によって、不当に暴利を得る目的をもって行われたものというべきであって、暴利行為として公序良俗に反し無効であるなどとして、各控訴を棄却した事例

論点項目	判示内容
法定追認の適用除外の要否	<p>(イ) 法 1 1 条の規定によれば、消費者契約法の適用を受ける契約についても、民法 1 2 5 条（法定追認）の規定が適用されることとなっている。被控訴人は、前記認定のとおり、控訴人の経営する●●●易学院の部屋から退去することが困難な状態に陥らされて、本件易学受講契約を締結したものであるが、いったん同所を退去した翌々日の平成 1 3 年 6 月 4 日以降に本件易学受講契約の授業料等の一部を支払ったのみならず、易学の受講もしているのであるから、これによれば、取消権者である被控訴人において、債務者として自らの債務の一部を履行し、また、履行を受けたものというほかなく、したがって、上記被控訴人の行為は、民法 1 2 5 条 1 号所定の「一部の履行」に該当するものであって、取消し得べき行為を追認したものとみなされる。もとより、法定追認の要件に該当する行為は、「追認を為すことを得る時より後」にしたものであることを要するが、<u>法 4 条 3 項 2 号により取消権が生ずる場合は、当該消費者が退去する旨の意思表示をした場所から、当該消費者が退去した時をもって、追認をすることができる時と解するのが相当であり、前記認定の事実関係の下では、被控訴人は追認をすることができるようになった後に法定追認に該当する行為をしたものというほかないから、本件易学受講契約は、法 4 条 3 項 2 号該当を理由に取り消すことはできないものといわなければならない。したがって、被控訴人が平成 1 3 年 7 月 2 8 日にした本件易学受講契約取消しの意思表示は、その効力を有しないものといわざるを得ない。</u></p>
断定的判断の	ア 争点(2)の①（本件付随契約の法 4 条 1 項 2 号による取消しの可否）

論点項目	判示内容
<p>提供の対象とすべき事項の在り方（「将来における変動が不確実な事項」要件）</p>	<p>について</p> <p>被控訴人は、「本件付随契約は、将来の運勢、運命あるいは経済という変動が不確実な事項につき、断定的判断を提供したものであるから、法4条1項2号により取り消すことができる。」旨主張する。しかしながら、<u>法4条1項2号の「その他将来における変動が不確実な事項」とは、消費者の財産上の利得に影響するものであって将来を見通すことがそもそも困難であるものをいうと解すべきであり、漠然とした運勢、運命といったものはこれに含まれないものというべきである。</u>もつとも、証拠（甲7）によれば、控訴人Aは、被控訴人に対し、ペンネームを付けることを勧めた際「あなたもお金が必要でしょう。」と述べており、これは、暗にペンネームにより金銭的な利益があることを述べたようにもみられないわけではないが、全体的にみると、経済的な利得ではなく、前記(1)イに認定のとおり、改名により子供のけがや病気などの不幸を免れること、ペンネームを付け、印鑑を購入することで「運勢が良くなる。」ことを強調して、本件付随契約を勧誘したものと認められるから、控訴人Aにおいて財産上の利得に関する事項について断定的判断を提供したと認めることは困難であり、また、<u>易は、その性質上、不確定な出来事についての予測であって、断定的判断を提供するものとは言い難い。</u>したがって、本件付随契約につき法4条1項2号の適用があるとの被控訴人の主張は採用することができない。</p>
<p>不当勧誘行為に関する一般規定 ※暴利行為</p>	<p>イ 争点(1)の③（本件易学受講契約の無効事由（暴利行為による公序良俗違反）の存否）について</p> <p>原審における調査嘱託の結果によれば、大阪府易道事業協同組合所属の易学院では、授業は1回90ないし120分間程度行い、月2回の授業をする場合で、授業料の月額が1万円であることが認められるところ、乙3号証によれば、控訴人Aの●●●易学院では、入会金5万円のほか、普通科は、講習30時間で、講習料17万円、認定書交付料3万円、諸費用1万円で合計21万円（本代は別途料金）、中等科は、講習30時間で、講習料17万円、認定書交付料3万円、著作権使用料1万円、資料費ほか2万5000円で合計23万5000円、高等科は、講習48時間で、講習料30万円、認定書交付料5万円、著作権使用料1万円、資料費ほか2万5000円合計38万5000円、師範科は、講習48時間で、講習料40万円、認定書交付料30万円、資料費ほか2万5000円合計72万5000円、以上普通科から師範科までを受講した場合は、入会金を含めて160万5000円を要し、このほかに試験料として10万円徴収されることが認められる。これによれば、控訴人Aの●●●易学院における易学受講料は、異常に高額であるというほかない。</p> <p>前記引用の原判決認定（原判決26頁2行目から27頁7行目まで）</p>

論点項目	判示内容
	<p>のとおり、控訴人Aは、●●●易学院に興味を持って控訴人A方を訪れた被控訴人に対し、易学の説明冊子等をろくに見せることもなく、易の説明もしないで、費用の高額であるのに驚いて帰りかけた被控訴人を引き留め、被控訴人を困惑させて、本件易学受講契約を締結させた。さらに、証拠（被控訴人本人（原審）、甲7）によれば、<u>被控訴人は、夫の死亡当時は会社勤めをしていたが、夫の死亡後仕事ができる精神状態ではなくなり、数か月休職した後退職してしまっていたところ、控訴人Aが、前記本件易学受講契約後、その日の内に、被控訴人に対し、改名、ペンネーム付け、印鑑の購入を勧め、被控訴人の「●●●」という名前について、「あなたの名前はおかしい。」などと言い出し、更に「あなたの親はひどい親だ。●●●は要っても、子は要らない。あなたは親に「いらぬ子だ。」と言って名前を付けられた。」「名前を変えたらあなたの運勢は良くなる。」「あなたの夫が亡くなったのもあなたのせいだ。この名前のせいだ。あなたの良いときはまだいいが、運勢が悪いときは、50パーセントの不幸が100パーセントくらい悪くなる、娘や息子にも悪いものに行く。」「印鑑の名前はその人の顔です。良い印鑑を持つと、名前同様に運命が変わります。絶対に印鑑は良い印鑑が必要です。天台宗のお坊さんだった人に製作を依頼します。私を信じなさい。私が何日も祈願してあげます。」と述べるなどして、<u>夫を亡くし、子供が家を出て心の支えを失い精神的に不安定な状態にあった被控訴人において、夫の死のほかに、このさき息子や娘にまでけがや病気などの不幸などが起こってはあまりにつらいと思わせるなどした上、被控訴人が動揺し、かつ、改名、印鑑の購入や控訴人Aの祈祷が必要である等の暗示にかかったことを奇貨として、本件付随契約が結ばれたことが認められる。</u></u></p> <p>そして、前記引用の原判決認定のとおり、控訴人Aは、その後わずか3週間の間に、被控訴人に対し、普通科、中等科、高等科、師範科の各授業料、諸費用、試験料等名目で合計190万円を支払わせたほか、証拠（被控訴人本人（原審）、甲5、7）によれば、改名代、ペンネーム代、印鑑製作費用及び祈祷料として原判決別紙出捐一覧表2-5、2-6及び3、4のとおり、138万3000円を支払わせたことが認められる。</p> <p>以上認定の控訴人Aの本件易学受講契約の勧誘の方法及びその態様、<u>同契約締結の経緯、同契約締結直後の本件付随契約締結の事情、契約内容としての易学受講料が異常に高額であること、被控訴人の身上などを合せ考慮すると、本件易学受講契約は、著しく不公正な勧誘行為によって、不当に暴利を得る目的をもって行われたものというべきであって、<u>暴利行為として公序良俗に反し無効であるというべきである。</u></u></p>

【M20】

裁判例  
出典  
要旨

平成 21 年 6 月 15 日 東京地裁 平 21 (レ) 134 号

ウエストロー・ジャパン

◆一審原告が、長男の私立中学受験のために、家庭教師の派遣事業を営む一審被告との間で家庭教師派遣契約を締結し、報酬を支払ったが、消費者契約法 4 条 1 項に基づき本件契約の申込みを取り消し、既に支払った報酬全額の返済を求めた事案の控訴審において、一審原告が「有名校に合格できる」という説明に期待して本件契約を締結したものであっても、一般的な消費者は上記説明を一審被告が目的達成のために全力を尽くす旨約束したものと理解するのが通常であり、上記説明は「事実と異なることを告げること」に当たらず、消費者契約法 4 条 1 項 1 号の要件には該当しないことなどから、請求を棄却した原判決は相当であるとして、控訴を棄却した事例

論点項目	判示内容
断定的判断の提供の対象とすべき事項の在り方（「将来における変動が不確実な事項」要件）	<p>控訴人が、「成績は必ず有名校合格の線まで上がり、有名校に合格できる」という被控訴人の説明に納得し、期待して、本件派遣契約を締結したものであったとしても、<u>契約締結時に有名校に合格できるかどうかを見通すことは、社会通念上不可能であることは明らかであり、一般的な消費者は、上記説明を、被控訴人が目的達成のために全力を尽くす旨約束したものと理解するのが通常である。そうであるとすると、上記の説明が「事実と異なることを告げること」に当たらず、法 4 条 1 項 1 号の要件には該当しない。</u></p> <p>また、有名校に合格するか否かは、消費者の財産上の利得に影響するものではないから、「将来におけるその価額、将来において当該消費者が受け取るべき金額その他の将来における変動が不確実な事項」に当たらず、同条項 2 号の要件にも該当しない。</p>

## 【M21】

裁判例  
出典平成22年2月4日 福井地裁 平18(ワ)65号  
先物取引裁判例集58号494頁

論点項目	判示内容
断定的判断の提供の対象とすべき事項の在り方（「将来における変動が不確実な事項」要件）	<p>(3) 抗弁(1)ウの事実について</p> <p>証拠（甲24の2頁、乙23、乙36の3頁、証人B9頁、被告本人7頁～8頁）によれば、Bが、8月11日に被告に対し、「東京金 新甫発会から納会までの動き」を示しながら、「自分と同じ●●●出身の人に儲けて欲しい。」「うちは金については業界第一位。」「インドの金の需要が高く値上がりしている。」「上がり下がりはあるが、最後にはこの値段になっています。」と述べたほか、金の価格に関する今後の見通しについても述べたことが認められる。しかしながら、<u>これらの言動は、過去から現在に至る東工金の価格の実績を示すものとはいえても（現に、証拠（乙8、乙10）によれば、東工金の価格は、1月以降、短期的には上下動を繰り返しつつ、中期的には値上がりが続いていたと認められる。）、それ自体は、東工金の価格が将来においても被告に利益をもたらすように推移するとの断定的判断を提供するものとは認められないし、その他の証拠を精査しても、上記言動がなされた前後のBの言動中に、上記言動と相まって東工金の価格が将来においても被告に利益をもたらすように推移するとの断定的判断をもたらし得るものを見出すことはできない。</u></p> <p>また、証拠（乙36の3頁、被告本人7頁～8頁・31頁～32頁）中には、Bが「金は途中上がり下がりはあるが最終的には儲かる。」と述べ、被告が株と同じで金を買って持っていればいいのかと思っていた旨を述べる部分もある。しかしながら、当事者間に争いのない事実及び証拠（甲15の3頁～4頁、甲24の2頁、乙36の1頁、被告本人18頁～20頁）によれば、被告は、8月11日ないし同月12日当時、<u>既に三十数年に及ぶ株式現物取引の経験を有し、保有株式の株価の値下がりにより損失を被った経験もあったと認められることに加え、証拠（乙36の3頁、被告本人8頁～9頁・33頁・34頁）中には、Bが被告に対して「先物の価格が下がったら買って上がったら売る。」と説明し、被告がBに対して「どこが底値なのか分からない。」と問い返したことがある旨や、Bの説明を聞いた被告が金の価格の上げ下げによって売買をすると損失が出るという点で株式現物投資と原告を通じた金の取引とは同じだと考えた旨、被告がBに対して「頻繁な取引を希望していないのに、おかしいじゃないか。」というような話をしたことはない旨を述べる部分もあり、そうとすれば、Bは、被告に対し、東工金の取引により利益を得るためには売買を繰り返す必要があり、<u>値動きを的確に予測しなければ利益が上がらないという程度のことが被告にも理解できるだけの説明はしていたことになる。</u>したがって、被告本人は、Bの勧誘文言に関して、</u></p>

論点項目	判示内容
	<p>その文脈全体を捨象して、断定的判断を提供したと評価し得る部分のみを強調して記憶喚起しているのではないかの疑いを払拭し切れず、Bが被告に対して東工金の買玉を保有しているだけで利益が得られる旨の断定的な説明をしたとは認め難い。</p> <p>以上によれば、Bが原告を通じて東工金を購入すれば利益が得られるとの断定的判断を提供したとまでは認め難い。</p> <p>(4) 抗弁(1)エの事実について</p> <p>証拠(乙36の4頁～7頁)中には、抗弁(1)エに沿うような部分もある。しかしながら、当事者間に争いのない事実(特に別紙建玉分析表)及び証拠(甲16の2頁、甲20の8頁)によれば、被告は、10月26日までに抗弁(1)エに掲げられた全ての商品の取引を開始しており、同月28日には大阪アルミの買玉を売り仕切ったことにより損失を被ったが、その後である11月22日にもDに対し、「お調子に乗ったらいかんですね。」などと、<u>商品先物取引は利益が上がるとは限らないことを自覚している旨の発言をする一方で、損失を被った建玉も存在するなどといった苦情は述べなかったと認められる。</u>こうしたことに、前記(3)で説示したとおり、Bが被告に対して東工金の取引によって利益が得られるとの断定的判断を提供したとは認め難いことをも併せ考慮すると、抗弁(1)エに沿う上記証拠部分を信用し切ることはできず、Bが、被告に対し、上記各商品の取引を勧誘する際、今後各商品が値上がりする旨の断定的判断を提供したとまでは認め難い。</p> <p>(5) 抗弁(1)オの事実について</p> <p>証拠(乙36の10頁、被告本人12頁・40頁～41頁)中には、抗弁(1)オに沿う部分がある。</p> <p>また、当事者間に争いのない事実(特に別紙建玉分析表)及び証拠(甲20)によれば、12月7日当時の被告は、Bの助言と矛盾する取引を原告を通じて行ったことはなく、かつ、ほぼ一貫して利益を上げ続けてきたことが認められるから、被告には、Bによる情報提供を断定的判断の提供として捉えやすい素地があったことも一概に否定することはできない。</p> <p>しかしながら、上記証拠部分を否定する証拠(証人B19頁。なお、原告は、Bが12月7日に被告と面会した事実自体を否認している。)がある上、そもそも、前記(3)で説示したとおり、被告本人は、Bの勧誘文言に関して、断定的判断を提供したと評価し得る部分のみを強調して記憶喚起しているのではないかの疑いを払拭し切れないこと、証拠(乙36の10頁、被告本人29頁)中には、<u>被告がBの抗弁(1)オのとおり発言を聞いても原告との取引を終了させる意思を変えなかった旨を述べる部分や、被告が損失を被る可能性があることを認識していたことを認める部分もあること、以上の事実を考慮すれば、仮にBが1000万円なり2000万</u></p>

論点項目	判示内容
	<p>円なりといった多額の利益を得られる見通しに言及したことがあったとしても（当事者間に争いのない事実（特に別紙建玉分析表）によれば、12月7日当時の被告が保有していた建玉は、同日に買い建てた大阪アルミ100枚等の買玉合計478枚に上り、現に、同日から同月9日までの間に被告の差引損益累計が3587万円余りから4831万円余りに増大していることが認められるから、Bがこのような多額の利益を得られる見通しに言及すること自体は、十分にあり得る。）、<u>それは、単なる可能性か、楽観的な見通しを述べる表現に止まり、断定的判断を提供したといえるような表現ではなかったのではないかとの疑いを払拭し切れない。</u></p> <p>したがって、Bが被告に対して商品先物取引を継続すれば更に多額の利益を上げられるとの断定的判断を提供したものとは認め難い。</p>
<p>不実告知・不利益事実の不告知の対象とすべき事項の在り方（「重要事項」要件）</p>	<p>(3) 抗弁(2)ウ（利益事実の告知）、エ（不利益事実の不告知）について ア 本件基本委託契約締結時について</p> <p>〈ア〉 証拠（乙7の35頁等）からも明らかなおり、金の価格変動要因は、極めて多数に上り、かつ、相互に複雑に関連し合い、金の価格変動に及ぼす影響の度合いも多様であって、将来における金の価格の推移は、一般平均的な消費者のみならず、金の取引に業として従事する商品取引員にとっても、予測困難なものであると考えられる。そして、被告がBから原告を通じて東工金の取引をするよう勧誘され、上記取引をすることを主たる動機として本件基本委託契約を締結したことは、当事者間に争いが無い。そうすると、<u>将来における東工金の価格の推移が、被告のみならず、原告にとっても予測困難であること（抗弁(2)エ〈ア〉a、b）は、本件基本委託契約を締結しようとしていた被告にとって、「重要事項について（中略）不利益となる事実」（消費者契約法4条2項）に当たると解すべきである。</u></p> <p>これに対して、<u>上記要因それ自体は、一般平均的な消費者がその意味合いを正確に理解し得るものではないと考えられるから、上記要因それ自体が「重要事項」に当たると解すると、商品取引員による勧誘の相手方に対する説明が過度に複雑なものにならざるを得ず、かえって、当該相手方の商品先物取引に関する正確な理解を妨げる結果ともなりかねない。</u>したがって、<u>上記要因それ自体は、「重要事項」には当たらないと解すべきである。</u></p>
<p>先行行為要件の要否</p>	<p>言及なし</p>
<p>不告知要件の在り方</p>	<p>ウ 11月28日以後の取引について 〈ア〉 抗弁(2)エ〈ウ〉d、fの事実について 証拠（甲9の3、乙7の6頁・9頁・10頁、乙39の21頁）によれば、ロコ・ロンドン市場における金現物の価格は、世界の金現物の価格の標</p>

論点項目	判示内容
	<p>準であること、東工金の限月は最長でも 1 年先であること、ロコ・ロンドン市場における金現物の価格は、例えば平成 17 年第 3 四半期から同年第 4 四半期にかけて約 10 パーセント（1 トロイオンス当たり約 440 ドルから同 480 ドル超）値上がりしたことが「急上昇」と表現されるように、株式現物などと比較すれば、時間の経過による価格変動が緩やかである（すなわち、金現物の価格が 1 年間で何倍にもなることはないというのが、取引通念である）こと、商品先物取引の代表的な手法の一つに、現物価格に期先までの金利及び保管料を加えた期先理論値と期先相場との比較を基に売り買いを決める手法（タイムアービトラージ）があること、以上の事実が認められるから、<u>理論上、東工金の価格は、東京市場における金現物の価格に大きく影響され、それ故ロコ・ロンドン市場における金現物の価格にも大きく影響されると考えられる。</u></p> <p>また、当事者間に争いのない事実及び証拠（甲 7 の 17 頁、甲 9 の 9 の 2、乙 11 の 1～4、乙 13）によれば、平成 17 年を通してみても、ロコ・ロンドン市場における金現物の価格と東工金の価格との間には、当限だけでなく期先も 1 グラム当たり 20 円以上の差が付くことは少なく、これが付いたとしても一時的なものであることが多いこと（原告が平成 18 年 1 月から同年 6 月についてした同様の調査結果とも矛盾しない。）、東京工業品取引所の G 専務理事は、12 月 9 日の臨時の記者会見において、東工金の価格がニューヨークやロコ・ロンドン市場の価格からやや乖離する傾向があり、同取引所は、当面は取引臨時増証拠金（相場の過熱化を沈静化させるため、商品取引所の判断により臨時に徴収される証拠金）をかけることは行わないが、市場を注意深く監視する方針であるなどと述べたこと（なお、同日の東工金の価格は、ロコ・ロンドン市場における金現物の価格を、当限で 1 グラム当たり 10 円余り、期先で同 69 円余り、それぞれ上回っていた。）、以上の事実が認められるから、<u>少なくとも回顧的にみれば、同月 8 日以降のロコ・ロンドン市場における金現物価格と東工金の価格との差は、東工金取引市場の不安定要因といえる程度に達していたと考えられる。</u></p> <p>また、証拠（乙 8、乙 10、乙 12）によれば、東工金の取組高は、期近よりも期先の方が数量が多い傾向にあるが、その期先の取組高でも 10 万枚代に止まるのがほとんどであること、それにもかかわらず、東工金の取組高は、11 月 22 日以降被告が原告を通じて最後に新規の建玉をした 12 月 12 日までの間、数量最大の限月の数量が 20 万枚を超えて 40 万枚に迫るまでにほぼ一貫して増え続けていたこと、東工金の全限月の終値平均は、1 月から 12 月 12 日にかけて、概ね上昇傾向を維持し続けてきたこと、以上の事実が認められるから、<u>少なくとも回顧的にみれば、同月 8 日以降同月 12 日の取引終了時刻までの間、東工金の価格は、例えば取引臨時増証拠金の賦課決定等を契機として、ひとたび下落方向に転ずれば、</u></p>

論点項目	判示内容
	<p>買玉の売り仕切りによる損切りが異例の規模で続出し、急速かつ大幅に下落する可能性があるといえる程度に達していたと考えられる。</p> <p>また、当事者間に争いのない事実（特に別紙建玉分析表）及び証拠（乙10）によれば、11月30日以降に被告が新規にした建玉は、東工金、東工銀、東工白金及び大阪アルミの買い建てのみであったこと、これらの4商品の価格は、平成17年を通してみても、概ね同一の値動きを続けていたこと、以上の事実が認められる。</p> <p>そして、12月8日以降被告が最後に原告を通じて新規の建玉をした同月12日の取引終了時刻までの間に、Bが被告に対して上記要因を指摘して東工金の価格が、それ故それに連動して他の商品の価格も、急速に下落する可能性が高まっているとの説明をしなかったことは、当事者間に争いがない。</p>
故意要件の要否	<p>しかしながら、証拠（甲9の1～甲9の9の2）によれば、11月1日付けから12月12日付けまでの業界新聞紙上では、東工金の価格は、短期的な修正局面を迎えるとしても、中長期的には上昇傾向を維持するとの観測記事が掲載され続けていたと認められるし、その他の証拠を精査しても、原告従業員において、東工金の価格が直ちに下落傾向に転じる可能性が高いと予想して然るべき情報を得ていたことを認めるに足りない。確かに、証拠（乙16、乙37の1・2）によれば、専門家の中には、11月ないし12月上旬の時点で、東工金の価格は短期的に警戒水域に入ったと認識していた者がおり、その旨を公表していた者もいることが認められるが、その他の証拠を精査しても、上記認識を持つ者が専門家や商品取引員従業員の大勢を占めていたとまで認めるに足りない。</p> <p>したがって、Bが故意に被告に対して上記要因を指摘して東工金の価格が急速に下落する可能性が従前にも増して高まっているとの説明をしなかったとまで認めるに足りない。</p>
情報提供義務の在り方	<p>ア 被告も主張するとおり、商品取引員は、消費者を勧誘する際、商品先物取引の内容、特質、危険性について十分に説明し、消費者が自らの判断で取引をすることができるように、取引の内容を十分に理解させる義務を負うと解すべきである。</p> <p>イ しかしながら、前記2(3)ア、イ、ウ〈ア〉で説示したとおり、原告従業員が被告に対して商品の価格の推移が予測不可能であるという、必要最低限の情報を理解できる程度の説明すらしなかったとまでは認めるに足りない。</p> <p>ウ もっとも、特定の商品（商品取引法2条4項）の先物取引について委託玉と自己玉とを通算した売りの取組高と買いの取組高とを均衡するように自己玉を立てることを繰り返す手法（差玉向かい）を用いている商品取引員が専門的な知識を有しない委託者から当該特定の商品の先物</p>

論点項目	判示内容
	<p>取引を受託しようとする場合には、当該商品取引員の従業員は、信義則上、その取引を受託する前に、委託者に対し、その取引については差玉向かいを用いていること及び差玉向かいは商品取引員と委託者との間に利益相反関係が生ずる可能性が高いものであることを十分に説明すべき義務を負うものというべきである（最高裁判所平成 21 年（受）第 629 号・同第二小法廷同年 12 月 18 日判決）。そして、本件取引手法（前記 2(3)ウ〈イ〉）は、12 月上旬当時に東工金を買い建てるよう原告従業員から勧誘を受けていた顧客との関係では、当該従業員が提供する情報一般の信用性に対する顧客の評価を低下させる可能性が高く、顧客の投資判断に無視することのできない影響を与えるものというべき点では、差玉向かいと何ら変わりはない。</p> <p>そうとすれば、当時の原告としては、自己玉の現状を従業員に周知し、顧客に東工金を買い建てるよう勧誘する際には、原告が本件取引手法を用いていること及び本件取引手法は原告と当該顧客との間に利益相反関係が生ずる可能性が高いものであることを十分に説明した上で、顧客の投資判断を仰ぐよう指導を徹底する義務を負っていたというべきである。</p> <p>しかるに、当時の原告が上記義務を尽くしていたと認めるに足りる証拠は見当たらないから、原告には、この意味における説明義務違反があったというべきである。</p> <p>エ そうすると、被告には、自らに生じた帳尻差損金相当額全額を原告に償還する義務はないというべきである。</p>

【M22】

裁判例  
出典  
要旨

平成 22 年 3 月 30 日 最高裁第三小法廷 平 20（受）909 号

ウエストロー・ジャパン

◆金の商品先物取引の委託契約において将来の金の価格は消費者契約法 4 条 2 項本文にいう「重要事項」に当たらない。

論点項目	判示内容
断定的判断の提供の対象とすべき事項の在り方（「将来における変動が不確実な事項」要件）	<p>消費者契約法 4 条 2 項本文にいう「重要事項」とは、同条 4 項において、当該消費者契約の目的となるものの「質、用途その他の内容」又は「対価その他の取引条件」をいうものと定義されているのであって、同条 1 項 2 号では断定的判断の提供の対象となる事項につき「将来におけるその価額、将来において当該消費者が受け取るべき金額その他の将来における変動が不確実な事項」と明示されているのとは異なり、同条 2 項、4 項では商品先物取引の委託契約に係る将来における当該商品の価格など将来における変動が不確実な事項を含意するような文言は用いられていない。そうすると、<u>本件契約において、将来における金の価格は「重要事項」に当たらないと解するのが相当</u>であって、上告人が、被上告人に対し、将来における金の価格が暴落する可能性を示す前記 2 (6) のような事実を告げなかったからといって、同条 2 項本文により本件契約の申込みの意思表示を取り消すことはできないというべきである。</p>

## 【M23】

裁判例  
出典

平成 18 年 3 月 22 日 小林簡裁 平 17 (ハ) 247 号  
消費者法ニュース 69 号 188 頁 (抜粋)

論点項目	判示内容
不実告知・不利益事実の不告知の対象とすべき事項の在り方（「重要事項」要件）	<p>本件において A は、ウェーブ社員から本件工事契約及び本件ローン契約の勧誘をされるに際して、住宅の耐震・大風に有効であるという事実を告げられ、本件工事契約及び本件ローン契約を締結している。しかし、前記 1 の認定事実及び証拠(甲一二)によれば、本件工事は住宅の耐震や揺れ防止に有効ではなく不要な工事であることが認められる。本件ローン契約における契約の目的とは、立替金及び手数料合計一八九万三四五〇円を七二回に分割して支払うことであるが、その用途は、耐震工事である本件工事代金の立替支払いであることは明らかである。したがって、<u>立替金及び手数料合計一八九万三四五〇円の七二回分割支払が耐震工事である本件工事代金の立替支払いに充てられるという事項について A に不利益となる事実を故意に告げなかったか否かが問題となる。確かに、一八九万三四五〇円の七二回分割支払という事項そのものについては、将来分割額が変動になるなどといった不利益事実があるわけではないが、契約の目的物である一八九万三四五〇円の分割払いの用途（原因）である本件工事そのものが、耐震や揺れ防止工事としては有効でない工事であるということは、A にとってまさに不利益な事実にはかならない。</u></p>
先行行為要件の要否	言及なし
故意要件の要否	<p>このような事実についても消費者契約法四条二項所定の不利益事実と考えなければ、被告のように加盟店を通じて加盟店の販売契約等と一体をなすものとして立替払契約の勧誘をして利益を上げる業態において消費者契約法によって消費者を保護する趣旨を貫くことができないからである。本件ローン契約の場合、<u>事業者とは被告であるが、被告は契約の勧誘に際しては、ウェーブ社員を通じて行動しており、ウェーブ社員は、本件工事が耐震や揺れ防止工事としては有効でない工事であることは当然知っていたと推認するべきであり、結局、被告は、A にとって本件ローン契約の重要事項である立替金及び手数料合計一八九万三四五〇円の七二回分割支払が耐震や揺れ防止工事としては有効でない本件工事代金の立替払いに使用されるという不利益事実を告げないで本件ローン契約を締結したことになる。これによれば、A の消費者としての地位を承継した原告が本件ローン契約を取り消すことができることは明らかであり、本件訴状送達により、原告はこれを取り消したことが認められる。</u></p>

【M24】

裁判例  
出典  
要旨

平成 20 年 10 月 15 日 東京地裁 平 19 (ワ) 34594 号

ウエストロー・ジャパン

◆被告らから別荘地を買い受けた原告らが、被告らが各売買契約の際に本件各土地の隣接地域に産業廃棄物の最終処分場等の建設計画があることを原告らに説明しなかったことは消費者契約法所定の不利益事実の不告知に該当し、また上記契約は動機の錯誤により無効であり、さらに上記不告知は不法行為に該当すると主張して、不当利得に基づく売買代金の返還、不法行為に基づく損害賠償等を請求した事案において、本件各土地周辺の自然環境は消費者契約法 4 条 2 項にいう重要事項に当たるところ、被告らが上記建設計画を告げなかったことは同項所定の不利益事実の不告知に当たるから売買契約を取り消すことができ、かつ上記不告知は不法行為を構成するとして、原告らの請求が認められた事例

論点項目	判示内容
不実告知・不利益事実の不告知の対象とすべき事項の在り方（「重要事項」要件）	(1) 前記前提事実 1 及び 2 によると、 <u>本件各土地は別荘地として売買されたというのであって、このことにかんがみれば、本件各土地周辺の自然環境がいかなるものであるかは、原告らのみならず、一般平均的な消費者にとっても、それを購入するか否かについての判断に影響を及ぼす事項であるといえることができるから、本件各土地周辺の自然環境は、消費者契約法（以下「法」という。）4 条 2 項にいう重要事項に当たるといえるべきである。</u>
先行行為要件の要否	また、前記前提事実 3 によると、B は、本件各売買契約の締結を勧誘する際、原告らに対し、本件各土地は、緑が豊かで、空気のきれいな、大変静かな環境が抜群の別荘地であるなどと説明したというのであるから、被告らは、消費者契約たる本件各売買契約の締結について勧誘するに当たり、消費者である原告らに対し、上記の重要事項に関して原告らの利益となる旨を告げたものと認められる。そして、 <u>B から上記の説明を受けたならば、原告らのみならず、一般平均的な消費者においても、緑が豊かで、空気のきれいな、大変静かであるという、本件各土地周辺の自然環境を阻害するような要因は存在しないであろうと通常認識するであろうと考えられる。</u>
不告知要件の在り方	しかるところ、本件各計画のいずれかが実現して、それらの計画に係る産業廃棄物の最終処分場や中間処理施設が実際に建設されることになれば、それが本件各土地周辺の自然環境を阻害するような要因となりうることはたやすく否定することができないから、被告らが原告らに対して本件各計画の存を告げなかったことは、法 4 条 2 項所定の不利益事実の不告知に該当するものと認めるのが相当である。

論点項目	判示内容
故意要件の要否	言及なし
不当勧誘行為の効果（不当利得返還の範囲、損害賠償請求権）	<p>(1) 前記1判示のとおり、原告らは、法4条2項に基づき、本件各売買契約を取り消すことができるから、被告らは、原告らに対し、本件各売買契約に基づいて原告らから交付を受けた金員を不当利得として返還しなければならない。</p> <p>・・・(中略)・・・</p> <p>(2) また、前記2判示のとおり、被告らは、不法行為による損害賠償責任に基づき、原告らに対し、相当な弁護士費用を賠償しなければならない。</p>

【M25】

裁判例  
出典  
要旨

平成 23 年 3 月 4 日 大阪地裁 平 20 (ワ) 15684 号  
判時 2114 号 87 頁

◆被告との間で梵鐘製作を目的とする請負契約を締結し、代金の一部を支払った契約当時 91 歳の高齢者である原告が、当該契約の効力を争って不当利得の返還等を求めた事案において、本件では、本件請負契約締結前に原告が支払った 2 億円の名目につき、本件請負契約書中で初めて単なる契約金ないし前金ではなく中途解約時の解約金ないし違約金であることが明らかにされているところ、被告の担当者がこれを告げた事実は認められないから、同担当者は、原告から前払いされた金員が契約解除の場合にはそのまま違約金になるにもかかわらず、そのことを故意に告げなかったことにより原告を誤信させ、本件請負契約の締結に至らせたとして、本件請負契約につき消費者契約法 4 条 2 項の重要事実に係る不利益事実の不告知があると認め、同契約を取り消して原告の請求をほぼ認めた事例

論点項目	判示内容
不実告知・不利益事実の不告知の対象とすべき事項の在り方（「重要事項」要件）	「原告から前払いされた二億円が契約解除の場合にはそのまま違約金になる」こと
先行行為要件の要否	言及なし
不告知の要件の在り方	そして、前記認定事実のとおり、同年三月一日に原告から被告に対し支払われた二億円について、 <u>本件契約書（五条）では、中途解約時の解約金ないし違約金であることが初めて明確にされており、その名目が単なる契約金ないし前金とは異なるものに変更されているにもかかわらず、Cが原告にそのことを告げたとの事実は認められない。</u>
故意要件の要否	Cは、このようにして、 <u>原告から前払いされた二億円が契約解除の場合にはそのまま違約金になるにもかかわらず、そのことを故意に告げなかったことにより、原告にそのことを誤信させ、本件請負契約書に署名押印をさせ、本件請負契約の締結に至らせたものであるから、本件請負契約については消費者契約法四条二項の取消事由（重要事項に係る不利益事実の不告知）があるものというべきである。</u>

【M26】

裁判例  
出典  
要旨

平成 22 年 2 月 25 日 東京地裁 平 20 (ワ) 9322 号

ウエストロー・ジャパン

◆液化石油ガス（LPガス）の販売等を業とする原告が、被告らに対し、LPガス供給契約の終了に基づき、被告らにLPガス供給設備の買取義務が生じたと主張して、代金の支払等を求めた事案につき、バルク設置契約の終了時に消費者にバルク設備の買取義務が発生すること及びその金額は、消費者の契約を締結するかの判断に通常影響を及ぼす取引条件であるから、バルク設置契約の重要事項に当たると解されるところ、被告らは、バルク設置契約に定められた買取義務が存在しないものとして契約を締結したことが認められるから、被告らがした意思表示には要素の錯誤があり無効であるとして、原告の請求が棄却された事例

論点項目	判示内容
不実告知・不利益事実の不告知の対象とすべき事項の在り方（「重要事項」要件）	<p>本件バルク設置契約の終了時に消費者にバルク設備の買取義務が発生すること及びその金額は、消費者の契約を締結するかの判断に通常影響を及ぼす取引条件であるから、本件バルク設置契約の重要事項（消費者契約法4条4項2号）に当たると解するのが相当である。</p>
先行行為要件の要否	<p>前記認定によれば、Cをはじめとする原告の従業員は、本件バルク設置契約の締結を勧誘するに際し、被告らに対し、バルク設備の設置に関して、工事その他の費用がかからないことを説明したことが認められるところ、これによれば、原告の従業員は、勧誘に際して、バルク設備の所有権が原告にあることを説明したと認められる。</p> <p>そして、これら本件バルク設置契約の対価や目的物の所有関係は、前記取引条件に関連した事項に当たり、被告らは、バルク設備の設置に関して費用がかからない等の事実を告げられたことにより、契約上買取義務が明記されているという事実が存在しないと通常考えると解するのが相当である。</p>
故意要件の要否	<p>そうすると、原告の従業員は、上記事項について被告らに有利となる事実を告げる一方で、被告らに不利益となる買取義務等を故意に告げていないのであるから、原告の従業員が本件バルク設置契約の勧誘に際して、被告らに買取義務を告知しなかったことは、消費者契約法4条2項の不利益事実の不告知に該当し、かかる不告知により被告らは、買取義務がないと誤認して本件バルク設置契約を締結したと認めるのが相当である。</p>

【M27】

裁判例  
出典  
要旨

平成 18 年 11 月 9 日 東京地裁 平 18 (ワ) 3471 号

ウエストロー・ジャパン

◆老人ホーム利用契約（本件契約）において東京都の有料老人ホーム設置運営指導指針（本件指針）の説明が被告老人ホーム経営会社からなかったとしても本件指針は消費者契約法四条二項に定める「重要事項」に該当しないこと、本件契約の追加支払条項及び入居申込金等の不返還条項等が消費者契約法一〇条の「消費者の利益を一方的に害する」条項に当たらないことから、本件契約を同被告と締結した原告とその相続人からの本件契約の取消及び不利益契約条項の無効を前提とする不当利得返還請求をいずれも棄却した事例

論点項目	判示内容
不実告知・不利益事実の不告知の対象とすべき事項の在り方（「重要事項」要件）	原告らは、本件指針は消費者契約法 4 条 2 項に定める「重要事項」に該当すると主張するが、消費者契約である本件第 2 契約にかかる契約の内容あるいは取引条件であることを要する（同法 4 条 4 項）ところ、本件指針は本件契約にかかる内容あるいは取引条件ではないから、本件指針（存在とその内容）そのものが「重要事項」とならないことは明らかである。
先行行為要件の要否	また、被告が原告夫婦に対し、本件第 2 契約の入居申込金等を同契約時点での新規契約の入居申込金等と本件第 1 契約に基づいて交付済みの入居申込金の差額に減額すると告げることが同法 4 条 2 項の「重要事項について当該消費者に利益となる事実」の告知に該当するといえるとしても、同条項の「当該重要事項について当該消費者に不利益となる事実」とは「当該告知により当該事実が存在しないと消費者が通常考えるべきもの」に限られているのであって、上記の告知によって、本件指針が存在しないと消費者が通常考えるべきものといえないこともまた明らかである。

【M28】

裁判例

平成 18 年 12 月 28 日 神戸地裁姫路支部

平 17 (ワ) 633 号・平 17 (ワ) 899 号

出典

ウエストロー・ジャパン

要旨

◆太陽光発電システム及びこれに付随するオール電化光熱機器類の売買及び工事契約を締結した業者である原告が、買主である被告に対し、工事代金等の支払を求めたところ（本訴請求）、被告が、本件契約は消費者契約法に抵触する勧誘によるものであり、被告は取消し意思表示をしたと主張して、原告の本訴請求を争うとともに、取消しに基づく原状回復として、被告の居宅に設置した機器類等の撤去工事をするよう求めるなどした（反訴）事案において、原告従業員による本件契約についての説明内容と本件システムの性能からすれば、本件説明は不実の告知及び重要事実の不告知に当たると解され、本件契約は消費者契約法 4 条 1 項、同 2 項、特定商取引に関する法律 9 条の 2 の取消事由により無効であるから、原告は、本件工事代金を請求できず、かつ、被告に対する原状回復義務を履行すべきであるとして、被告の反訴請求のみ認容した事例

論点項目	判示内容
不実告知・不利益事実の不告知の対象とすべき事項の在り方（「重要事項」要件）	ア 前記認定の事実によれば、被告らは、本件工事代金について月額 3 万円以上のクレジットとしてこれを 1 5 年間に亘って支払うという高額な商品ないし役務提供であることを大前提として、 <u>どの程度経済的にメリットがあるかに関心を持ち続けていたことが優に認められ、そうすると、このような関心にかかる事実は消費者契約法所定の誤認対象事実と認めるべきものである。</u>
・先行行為要件の要否 ・不告知要件の在り方	1 証拠（甲 1 ないし 1 1、乙 5 ないし 2 5、証人●●●）及び弁論の全趣旨によれば、以下の各事実を認めることができる。 ・・・(中略)・・・ (2) 同月 2 5 日、●●●が被告宅を訪問し、被告及び●●●（以下「被告ら」という。）に対し、本件契約の勧誘を行った。 ア ●●●は、エコキュート・IHクッキングヒーター・食洗機及び IHクッキングヒーター用の鍋等の希望小売価格等の記載のあるメーカーのパフレットを交付し、現在特別にこれらのオール電化機器類をサービスで提供できる旨説明したうえ、予め被告らが用意していた被告方の光熱費の平均月額 2 万 3 5 0 0 円という数値をもとに、上記オール電化機器類を設置した場合、ガス代がかからず、また電気代も節約でき、これらにより月 1 万 3 2 0 0 円光熱費が減少すること、食洗機を設置することによって月 3 0 0 0 円の水道代の節約が見込まれること等を説明した。 イ さらに、●●●は、同日中に本件契約を締結すれば国からの 1 4 万

論点項目	判示内容
	<p>0400円の補助が受けられること、三菱電機製の本件システムは、外のメーカーより割高であるが、それは発電効率が良いことや架台がしっかりして屋根が傷む心配が少ないことなどによるものであること、特別に20年保証を付けられること等の説明をした。なお、本件システムの希望小売価格等の記載されたパンフレットは交付されず、また保証料が別途代金に含まれる旨の説明もなかった。</p> <p>ウ また、●●●は、被告方に最適な太陽光発電システムを設置すると、1か月481KW相当、売電額にして1万2200円相当の発電が見込まれる旨説明した。</p> <p>エ ●●●は、上記ア及びウを総合して、本件契約を締結すれば、月額にして、光熱費の節約分1万3200円、水道代の節約分3000円、売電代金1万2200円の合計2万8400円得になる旨説明し、本件契約にかかるクレジット代金月額3万1762円と従前の光熱費月額2万3500円を比較すると8000円程度負担が増えるけれども、クレジット期間15年で代金の支払いを完了した後、本件システムの寿命を30年と考えれば、長期的にやはり本件契約によるのが得である旨説明した。</p> <p>・・・(中略)・・・</p> <p>3 以上の認定事実を前提に、本件契約にかかる勧誘において不実告知又は事実不告知が存したか否かについて判断する。</p> <p>・・・(中略)・・・</p> <p>イ そして、そのような関心を有する 被告らに対する●●●の勧誘文言は、上記認定のとおりであるから、<u>このような説明を受けた被告らとしては、本件工事代金が三菱電機製の太陽光発電システムとして標準的な価格であることを前提に、本件オール電化機器類が無償でサービスされることそれ自体に経済的なメリットがあること及び本件システムと本件オール電化機器類の設置による光熱費・水道代等の節約がクレジット代金の支払いを考慮してもなお経済的にメリットがあること等の事実を本件契約の重要な事実として考慮して本件契約に至ったというべきであり、これらの点について誤認があり、かつそれが●●●の勧誘文言上重要事実を告げなかった</u> [ママ]によるものであることは明らかであるというべきである。</p> <p>ウ 加えて、本件システムにかかる発電能力についても、前記認定の説示の点からすると、●●●は不実の告知をしたといわざるを得ず、当該不実は、本件システムを導入することによる経済的メリットに直接関わる事実であることは明らかである。</p>
故意要件の要否	言及なし

【M29】

裁判例  
出典  
要旨

平成 14 年 3 月 12 日 神戸簡裁 平 13 (ハ) 2302 号

ウエストロー・ジャパン

◆被告の経営する俳優等の養成所に入所した歌手志望の原告が、入所式直後に、被告の養成システムが原告の考えていたものと違う等として退所を申し出、錯誤による契約無効、被告の勧誘に不実の告知があったとして消費者契約法 4 条 1 項による契約取消を主張して、被告に対し、入所に際して被告に納入した諸経費等の返還を求めた事案において、被告（事業者）は原告（消費者）に対し、本件契約を勧誘するに際して、歌手コースに進むことについて、月謝の値上げという原告に不利益となる事実を告げておらず、かつ原告が月謝の値上げを知らなかったことにつき、被告には故意があったと認定し、原告の本件契約取消の主張は理由があるとして、原告の支払った入所経費の限度で請求を認容した事例

論点項目	判示内容
不実告知・不利益事実の不告知の対象とすべき事項の在り方（「重要事項」要件）	<p>月謝の値上げの点については、乙 15、●●●証言によれば、月謝を値上げするのは、歌手コースに入ると、レッスンに諸種の器材が必要となり、また個人レッスンも必要であるためとされていることが認められ、値上げには相応の根拠のあることが認められるのであるが、<u>月謝の要否並びに値上げの有無、値上げの時期及びその額は、本件契約に類する契約においては、その基本的要素であって、契約の中でも重要な位置を占めており、これは一般消費者にとっては契約を結ぶか否かについての判断に通常影響を及ぼすものに当たるといふべきである</u></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・先行行為要件の要否</li> <li>・不告知要件の在り方</li> </ul>	<p>そもそも、前記のとおり、被告は歌手コースに新人養成所研究生として入所することになった者（原告）との間で本件契約を結ぶに当たり、月謝 1 か月分として 1 万 3 6 5 0 円を納入させているのであるから、被告に入所した本人にしてみれば、これは歌手コースとしての月謝であると思うのは当然のことであり、まさかこれは歌手コースの月謝ではなく、当初 3 か月間演技の基本レッスンを学ぶための演技コースの月謝であり、その後歌手コースに進むと、月謝が 1 万 5 7 5 0 円に値上げされるなどとは思わないのが通常であるといふべきである上、本件契約の場合、その値上げの率も 15 パーセント強とかなりの高率であり、その値上げ額も飲食店のアルバイトで生活している、来日してそれほど間もない中国人である原告にとっては決して軽い負担とはいえないものであって、これらの事情を考え併せると、月謝の値上げについては、本件契約を勧誘するに際して、被告は原告に対し、<u>月謝として 1 万 3 6 5 0 円を納めさせて歌手コースに入所させるという「利益」を告げながら、3 か月後には月謝の値上げがあるという「不利益」を告げておらず、このため原告は歌手コースの月謝は入所時に支払った 1 万 3 6 5 0 円のままである</u></p>

論点項目	判示内容
	と誤信したものといわなければならない。
故意要件の要否	被告が原告に月謝の値上げを告げていなかった以上、原告がこれを知らなかったのは当然であり、しかも、この事実は被告においても認識し得たはずであるから、この点について被告には「故意」があったといわざるを得ない。

【M30】

裁判例  
出典  
要旨

平成 19 年 7 月 26 日 東京簡裁 平 17 (ハ) 21542 号

ウエストロー・ジャパン

◆信販会社である被告 A の加盟店であった有限会社 B (販売店) から除湿剤置きマットを購入し (本件売買契約)、被告 A との間で当該マットの代金を被告 A が販売店に立替払いすることを内容とする契約 (本件立替払契約) を締結した原告が、消費者契約法 4 条 3 項 1 号、同法 5 条 1 項により本件立替払契約を取り消したと主張して、被告 A に対し、原告が被告 A に支払った金員の返還及び本件立替払契約の残債務の支払義務がないことの確認を求めるとともに、販売店の代表取締役であった被告 C に対し、販売店の従業員であった訴外 D の不法行為により原告に上記既払金に相当する額の損害が生じたとして、民法 715 条 2 項に基づき、当該損害額の支払を請求した事案において、訴外 D の勧誘行為は消費者契約法 4 条 3 項 1 号に違反し、かつ、不法行為に該当すると認定し、さらに、被告 A と販売店間には本件立替払契約の締結について媒介することの委託関係があり、同委託に基づいて訴外 D が本件立替払契約の締結を媒介したと認められるなどと認定して、原告の請求を全部認容した事例

論点項目	判示内容
<p>退去すべき／ する旨の意思 表示要件の要 否</p>	<p>1 認定事実 (2) 本件売買契約締結にいたる状況 原告は、訴外有限会社 E から、平成 12 年 5 月 27 日に、除湿剤 b など 4 点を 32 万 2100 円 (分割払手数料及び税込) で、同年 9 月 20 日に、c ボード、除湿剤 d など 38 点を 107 万 4400 円 (分割払手数料及び税込) で、同年 11 月 2 日に、除湿剤 d など 31 点を 101 万 7740 円 (分割払手数料及び税込) で、次々と信販会社のクレジットを利用して購入していたが、本件売買契約当時、E から購入した除湿剤 d は、まだ使用しきれていなかったことから、原告は、自宅に保管していた。 平成 16 年 9 月 1 日、原告の自宅に、販売店の従業員から、「除湿剤を預かっているのでお届けしたい、商品をお届けするので、今までの伝票を用意して待っていて下さい。」という内容の電話がかかってきたが、その従業員は、販売店名を名乗らなかったことから、原告は、従来取引のあった E からの電話だと誤信し、販売店従業員の来訪を承諾した。 同日午後 1 時ころ、原告の自宅に販売店の従業員 D と、もう一人の男性従業員が来訪し、玄関内において、D が原告に対し、原告から示された伝票を見ながら、「まだ買ってもらっていない品物がセットにあるので、それが済まない最終登録が終わらないから、買ってもらいたい、c ボードの上に敷くマットをまだ渡していないので、購入してもらいます。」と言うので、原告は、E との契約がセットになっているのかとも思</p>

論点項目	判示内容
	<p>ったが、セット販売のことは聞いていなかったし、除湿剤もまだ十分に残っていたことから、「これ以上は知らない。」と言って、その購入を断った。しかし、Dは、「これはセットになっていて、まだセット販売の中のマットがお買い上げになっていなくて残っている。この購入が終わったら、初めて最終登録が済むことになっている。」と言って、勧誘を続けた。原告は、それでも、「除湿剤は知らないし、これ以上銀行からの引き落としはしたくないので、いりません。」と言って、購入を断ったが、Dは、「セットになっているので断れない。前の銀行の引き落としも段々と終わるので支払いは楽になります。」などと述べて執拗に勧誘を続けた。しかし、それでも原告は、「除湿剤は十分にあります。これ以上は置き場所もないので購入できません。」などと言って、購入を断わり続けていた。</p> <p>そのようなやりとりはDらが原告宅を訪問してから1時間以上も続いたが、Dらは一向に帰る気配を見せなかったことから、原告は、困惑した心理状態に陥っていたが、当時、原告の家族は、外出していて、原告の自宅には、原告しかいなかったことから、次第に恐怖感も覚え始めていた。原告がそのような心理状態に陥っているときに、Dから、今回契約すればもう来ることもないというようなことを言われたので、原告は、とにかくDらには早く帰って欲しいし、これ以上嫌な思いをしなくて済むのなら契約をしようと決意し、本件売買契約書（甲3）に署名捺印をした。</p> <p>(3) (後掲)</p> <p>2 争点に対する判断</p> <p>(1) 消費者契約法4条3項1号、5条1項による本件立替払契約の取消</p> <p>ア 退去すべき旨の意思表示の認定</p> <p>前記1認定事実(2)によれば、原告は、Dが、<u>本件売買契約締結を勧め</u><u>るのを、長時間にわたって何度も明確に拒否していた事実が認められる</u><u>が、原告の当該拒否行為は、社会通念上、Dらに対し、自宅から退去して欲しいという意思を黙示に示したものと評価することができるから、</u>本件で原告は、Dらに対し、消費者契約法4条3項1号に定めるところの、「その住居又はその業務を行っている場所から退去すべき旨の意思を示した」と認めるのが相当である。</p>
<p>第三者による 不当勧誘行為 規制の在り方 （「媒介」要件）</p>	<p>1 認定事実</p> <p>(3) 本件立替払契約の締結にいたる状況</p> <p>Dは、本件売買契約の締結を済ませると、すぐに「gクレジット」と題する書面（甲1）を原告に示し、「マットを買ってもらえれば最終登録は終わります。これがクレジットの引き落としの紙です。」と言ってきたが、原告は、前記(1)で認定したと同様の困惑した心理状態が続いていた</p>

論点項目	判示内容
	<p>ことから、内容も確かめずに、本件立替払契約書の「お申込者欄」と「支払口座」欄に所要事項を記載し、印鑑を押した上で、同書面をDに渡した。すると、Dは、「60回払いでこの金額になります。この金額で引き落としが始まりますけどいいですか。」と言ってきたので、原告は、前記心理状態のままに了承すると、Dは、本件立替払契約書の商品名などを記載する欄に本件マットの個数や、支払総額などの所要事項を記入した。その際、被告Aの従業員などは同席していなかった。</p> <p>2 争点に対する判断</p> <p>(1) 消費者契約法4条3項1号、5条1項による本件立替払契約の取消</p> <p>ア (前掲)</p> <p>イ 被告Aの媒介の委託</p> <p>前記1認定事実(2)、(3)及び弁論の全趣旨によれば、<u>本件売買契約と本件立替払契約は、同じ場所で、ほとんど間をおかずに締結された事実及び、原告は、Dの、被告Aとの立替払契約の勧誘行為がなければ、本件売買契約の高額な代金を用意できなかった事実並びに、Dは、原告に対する勧誘の当初からクレジットの利用を前提に本件売買契約の締結を勧めている事実が認められることから、本件売買契約と本件立替払契約は密接不可分の関係にあると認定できる。</u></p> <p><u>次に、消費者契約法5条1項にいう「媒介」とは、ある人と他の人との間に法律関係が成立するように、第三者が両者の間に立って尽力することと解されるが、本件立替払契約は、Dが、長時間にわたる勧誘の末に締結した本件売買契約に引き続き、分割払いの回数や方法、総額などを判断した上で、その内容を原告に示し、同意を得たとして締結された事実が認められるから、Dは、被告Aと原告との間に、法律関係が成立するように、両者の間に立って尽力したと評価でき、Dは、消費者契約法5条1項にいう「媒介」をしたと認定できる。</u></p>

【M31】

裁判例  
出典  
要旨

平成 20 年 4 月 25 日 倉敷簡裁 平 19 (ハ) 828 号

消費者法ニュース 76 号 213 頁

◆訪問販売により被告販売会社との間で売買契約を、被告信販会社との間で売買代金についての立替払契約を締結した原告が、本件各契約の無効及び精神的損害の存在等を主張して、不当利得返還、損害賠償、立替金債務不存在確認を求めたのに対し、被告信販会社が、本件立替払契約に基づく立替金の支払を求めた事案において、本件売買契約の一部につきクーリングオフを認め、また、本件売買契約を公序良俗違反と認定して無効とした上で、立替払契約は売買契約と一体の契約関係にあるから、売買契約が無効と解される以上、立替払契約も無効になるとして、原告の被告信販会社に対する弁済金の不当利得返還請求を認めたものの、その他の本訴請求を退け、反訴請求は理由がないとして棄却した事例

論点項目	判示内容
不当勧誘行為に関する一般規定（適合性原則、状況の濫用、暴利行為等） ※公序良俗違反	<p>(4) 公序良俗違反による無効</p> <p>ア 民法 90 条は、法律行為の明文に反しない場合にも、それが社会的妥当性を持たない場合には、これに法律効果を与えないことを規定する。そして、公の秩序・善良な風俗という概念をもって社会的妥当性判定の標準としているが、消費者の利益を保護するための消費者立法である特商法の条項に反する行為も、公序良俗に反すると判断されている。</p> <p>イ そこで判断するに、ホームテックは、原告に対し、平成 17 年 5 月 9 日に「宝皇寿茶」12 箱を 15 万 1200 円で、同年 8 月 26 日に「ビーワンジェル」1 個を 7 万 1400 円で、平成 18 年 4 月 7 日に「マジトール」1 個を 20 万 7900 円で販売する契約を締結しているところ、①上記各商品代金は、その品質、効能又は機能に比較して著しく高額であること、②各売買契約は、原告宅における訪問販売であり、●●●は、原告に対し、各売買契約に係る商品の効能又は機能・支払方法等につき、正確かつ適切な説明をしているとは到底認められないこと（甲 11）、③各立替払契約申込書（甲 4 ないし 6）には、「おつとめ先」欄に「年金」としか書かれておらず、年金額の記載もないことから、ホームテックの●●●は、年金生活者である原告の支払能力の有無を全く意に介しないまま、平成 17 年 5 月 9 日から平成 18 年 4 月 7 日までの間に次々と上記商品を販売していること、④上記各売買契約当時、原告は、77 歳又は 78 歳（昭和 2 年 8 月 23 日生）であり、心臓の機能障害により日常生活活動が極度に制限されていたこと（甲 12）、⑤各売買契約締結時、●●●から原告に交付された特商法 5 条所定の書面（甲 1 ないし 3）には、同法施行規則 3 条 1 号のうち「代表者の氏名」、同 5 号の「商品の型式又は種類」の必要的記載要件を満たしていないこ</p>

論点項目	判示内容
	<p>とが認められる。</p> <p>上記事実を総合して考慮すると、上記各売買契約は、社会的妥当性を持たないものであることが明らかであり、公序良俗違反により無効と解するのが相当である。</p>

【M32】

裁判例  
出典  
要旨

平成 15 年 5 月 14 日 東京簡裁 平 14 (ハ) 85680 号

ジュリ別冊 200 号 82 頁 (消費者法判例百選)

◆訪問販売により被告販売会社との間で売買契約を、被告信販会社との間で売買代金についての立替払契約を締結した原告が、本件各契約の無効及び精神的損害の存在等を主張して、不当利得返還、損害賠償、立替金債務不存在確認を求めたのに対し、被告信販会社が、本件立替払契約に基づく立替金の支払を求めた事案において、本件売買契約の一部につきクーリングオフを認め、また、本件売買契約を公序良俗違反と認定して無効とした上で、立替払契約は売買契約と一体の契約関係にあるから、売買契約が無効と解される以上、立替払契約も無効になるとして、原告の被告信販会社に対する弁済金の不当利得返還請求を認めたものの、その他の本訴請求を退け、反訴請求は理由がないとして棄却した事例

論点項目	判示内容
退去すべき／ する旨の意思 表示要件の要 否	<p>(1) 販売店の勧誘行為は消費者契約法4条3項2号に該当するか 被告は、<u>展示場において、自分が家出中であり、定職を有しないこと</u> <u>や絵画には興味のないことを繰り返し話したにもかかわらず、担当者は、</u> <u>被告のこれらの事情を一切顧慮することなく勧誘を続け、契約条件等につ</u> <u>いて説明しないまま契約書に署名押印させ、収入についても虚偽記載</u> <u>をさせたものである。販売店の担当者は「退去させない」旨被告に告げ</u> <u>たわけではないが、担当者の一連の言動はその意思を十分推測させるも</u> <u>のであり、被告は、販売店の不適切な前記勧誘行為に困惑し、自分の意</u> <u>に反して契約を締結するに至ったものである。販売店のこの行為は、消</u> <u>費者契約法4条3項2号に該当するというべきである。</u></p>
適正な行使期 間	<p>(2) 期間内の取消権行使か 被告は、前記販売店の不適切な勧誘行為を理由として、平成15年1月23日提出の答弁書(同年1月27日原告に対しファクシミリにより送信済み)において、信販会社である原告に対し、本件立替払契約を取り消す旨の意思表示をした。消費者契約法においては、上記取消権行使期間は追認することができる日から6ヶ月間とされており、被告の取消権行使がこの期間内のものであったかどうかについて検討する。 <u>被告は、販売店から商品を引き取りに来るようとの連絡を受け、平成14年8月10日納品確認書に署名押印している。そして、この時点</u> <u>においても、被告は、契約の意思も商品引取りの意思もないことを販売</u> <u>店に表明しているのであり、申込時におけると同様、販売店の担当者の</u> <u>言動に基因する困惑した状況のもとに、納品確認書に署名押印したこ</u> <u>が認められる。この引渡しの手続は、販売店の債務履行のためになされ</u> <u>たものであり、申込時における契約と一体をなすものであると考えられ</u></p>

論点項目	判示内容
	<p><u>る</u>（因みに、鑑賞のために購入したはずの絵画が、飾る場所がないからという理由でその後も引き続き販売店において保管されている事実は、被告には当初から絵画の購入意思がなかったことを推認させるものである。）。<u>したがって、取消権行使期間も、この時から進行すると解するのが相当である。</u>そうすると、被告の取消権行使は、行使期間である6ヶ月間の期間内になされたということになる。</p>

【M33】

裁判例  
出典  
要旨

平成 15 年 10 月 3 日 大津地裁 平 14 (ワ) 540 号

ジュリ別冊 200 号 78 頁 (消費者法判例百選)

◆被告のパソコン講座の予約制を申し込み、同講座を受講した原告が、厚生労働省の教育訓練給付制度を利用して受講することを希望していたが、被告の説明不足のために、同制度を利用することができなかったとして、被告に対し、損害賠償を請求した事案において、原告は、本件給付制度を利用することを前提として本件講座を受講したことが認められ、予約制に本件給付制度が適用されないことを予め知っていたならば、予約制を利用しなかったものと判断するのが相当であり、被告の従業員であるCは講座の内容だけでなく、予約制では本件給付制度を利用することができない旨の正確な説明をすべき義務があり、この点の説明を怠ったCの行為には過失があるとし、原告が給付制度を利用して受講することを申し出ていない点を考慮して2割の過失相殺をするなどして請求を一部認容した事例

論点項目	判示内容
<p>情報提供義務の在り方(法的性質、同義務違反の効果)</p>	<p>※消費者契約法施行前の事案(不法行為に基づく損害賠償請求)</p> <p>3 争点2(被告の説明義務の違反の有無)について</p> <p>(1) 平成13年4月1日施行の消費者契約法1条は、「消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差にかんがみ、事業者の一定の行為により消費者が誤認し、又は困惑した場合について契約の申込み又はその承認の意思表示を取り消すことができること・・・により、消費者の利益の擁護を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」と、同法3条は「事業者は、・・・消費者契約の締結について勧誘をするに際しては、消費者の理解を深めるために、消費者の権利義務その他の消費契約の内容についての必要な情報を提供するよう努めなければならない。」と各規定し、更に同法4条2項は、「消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対してある重要事項又は当該重要事項に関連する事項について当該消費者の利益になる旨を告げ、かつ、当該重要事項について当該消費者の不利益となる事実を故意に告げなかったことにより、当該事実が存在しないとの誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。」と規定している。<u>このような消費者契約法の趣旨(事業者の情報の質及び量の絶対的な多さを考慮し、これに対する消費者の利益の擁護による健全な取引の発展を目的とする趣旨)からは、事業者が、一般消費者と契約を締結する際には、契約交渉段階において、相手方が意思決定をするにつき重要な意義をもつ事実について、事業者として取引上の信義則により適切な告知・説明義務を負い、故意又は過失により、これに反するような不適切な告知・説明を行い、相手方を契約関係に入らしめ、</u></p>

論点項目	判示内容
	<p><u>その結果、相手方に損害を被らせた場合には、その損害を賠償すべき義務があると解する。</u></p> <p>(2) これを本件について見るに、被告は、資本金3800万円の企業でAの名称で全国305校もの多数のパソコン教室を有し、厚生労働省から指定を受けて、教育訓練講座を運営しているが、新聞、雑誌及びインターネット等を通じてAの講座を宣伝し、それら宣伝において、本件給付制度が利用できることを述べている（甲3ないし5号証、証人Gの証言）。また、被告は、本件給付制度を利用すると最大30万円の給付金が支給されるために、受講者の経済的な負担が少なくなり、受講者の確保を容易にすることから、本件給付制度が利用できる旨宣伝に記載しているとしている（証人Gの証言）。</p> <p><u>このように、被告は本件給付制度を熟知していること、被告においては、本件給付制度を利用して講座を受講することができることを宣伝して集客を行っていることから、少なくとも本件給付制度の利用を前提として受講内容の問い合わせを行った者に対しては、本件給付制度の説明及びその対象講座について具体的かつ正確に説明すべき義務があると判断するが相当である。</u></p> <p>(3) Cは、原告から平成13年2月26日に本件給付制度を利用して受講できる講座についての説明を求めたのであるから（前記1の認定事実）、講座の内容だけでなく、予約制では本件給付制度を利用することができない旨の正確な説明をすべき義務があり、この点の説明を怠ったCの行為には過失がある。</p> <p>よって、被告は、原告が予約制でも本件給付制度を利用できるものと思っ て予約制の受講を申し込んだことによる損害について賠償すべき義務がある。</p>
<p>消費者の努力義務の在り方（法的性質、同義務違反の効果）</p>	<p>4 争点3（損害）について</p> <p>(2) なお、原告は、13年2月28日B校でCに本件講座の受講を申し込む際に、本件給付制度を利用して受講することを申し出ていない。したがって、少なくとも原告が、本件講座の受講申込みの際に、本件給付制度を利用して本件講座を申込みのものを説明していたならば、Cが予約制を勧めることがなかった（乙2号証、証人Gの証言）ことから、<u>その点において消費者契約法3条2項の趣旨及び公平の見地から過失相殺をするのが相当であり、本件説明義務の内容、損害の回避可能性などからは原告の上記(1)の損害額から2割を控除するのが相当である。</u>従って、原告の損害は、24万円となる。</p>

【M34】

裁判例  
出典  
要旨

平成 19 年 1 月 29 日 名古屋地裁 平 18 (ワ) 4452 号

ウエストロー・ジャパン

◆パチスロ攻略情報を販売している被告の従業員が断定的判断を提供したことにより、高額の会員登録料・情報料を支払ったと主張する原告が、被告に対し、本件契約の取消しに伴う不当利得の返還を求めるとともに、存在しない情報売るという本件行為は詐欺であるとして、不法行為に基づく損害賠償を求めた事案において、本件事実の下では、被告は断定的判断を提供していたと認められ、原告は消費者契約法 4 条 1 項 2 号により本件契約を取り消すことができるから、被告は原告が支払った登録料等の返還義務を負い、また、本件攻略情報はまったく虚偽のものであり、被告はそれを知りつつ原告と本件契約を締結したのであるから、本件契約締結行為は不法行為であるとして損害賠償責任も認めた事例

論点項目	判示内容
<p>情報提供義務の在り方（法的性質、同義務違反の効果）</p>	<p>(2) また、被告は、原告が、消費者契約法 3 条 2 項の努力義務に違反しているから、同法による保護を受けることができない旨主張する。</p> <p><u>思うに、消費者契約法 3 条は、同法 1 条の目的に添って、事業者及び消費者双方の努力義務を規定したものに過ぎず、同法 3 条に規定する努力義務違反を理由として、契約の取消の可否や損害賠償責任の有無といった私法的効果には影響を及ぼすものではないと解するのが相当である。</u></p> <p><u>付言するに、同法 3 条 2 項により、消費者に課せられた努力義務は、事業者から提供された情報を活用することを要請するものに過ぎず、消費者自ら情報を収集する努力までも要請するものではない。換言すれば、消費者は、事業者から情報が提供されることを前提として、少なくとも提供された情報を活用するように要請されるに過ぎない。</u></p>

【M35】

裁判例  
出典  
要旨

平成 21 年 11 月 16 日 東京地裁 平 20 (ワ) 17485 号

ウエストロー・ジャパン

◆ゴルフ会員権売買業者である原告が、被告に対して、被告所有のゴルフ会員権を原告から第三者に転売する契約が成立することを停止条件として原告と被告との間に上記会員権の売買契約を締結したのに、被告が売却意思を翻したとして、被告が自認した約定違約金の支払を内容とする和解契約に基づき、和解金の支払を求めた事案において、上記和解契約の締結に際して原告が被告に告知した違約金額につき事実と異なる告知があったとして、消費者契約法 4 条 1 項 1 号による和解契約の取消しを認めて請求を棄却した事例

論点項目	判示内容
<p>解釈準則に関する規律の要否</p>	<p>2 争点 2 (本件撤回申出の債務不履行該当性) について (3) なお、<u>被告は、消費者契約の解釈には、消費者有利解釈の原則が適用されるべきであると主張し、確かに消費者契約法 3 条 1 項が、事業者に対し、努力義務とはいえ「消費者の権利義務その他の消費者契約の内容が消費者にとって明確かつ平易なものになるよう配慮」すべきことを定めていることや、本件契約書のような曖昧な契約文言をもって本件契約内容を定めたのは専ら原告であり、原告が停止条件付売買契約の成立や、有効期間中の契約撤回ができないことを主張したいのであれば、本件契約書中に、何らの疑義なきようこれらの内容を盛り込むことも容易であることを考えると、一般論として被告が提唱する原則が支持されることも十分あり得ることと考えられる。しかし、かかる原則が適用されるとすれば、本件契約書やそれを前提とした当事者各人の言動を総合考慮して当事者の合理的意思解釈を図っても、なお理解し難いような契約条項がある場合の解釈指針として問題とされるものというべきであり、それ以前の段階で当事者間の契約内容を合理的に確定できる場合には、前記原則を問題とするまでもないというべきである。</u></p>
<p>「平均的な損害の額」の意義</p>	<p>3 争点 3 (本件違約金特約及び本件和解契約の効力) について (2) なお原告は、<u>値動きの激しいゴルフ会員権の売買契約においては、契約の拘束力を強めるような違約金設定がない限り、相場の騰落を見越した注文者からの安易なキャンセルを頻発しかねず、ゴルフ会員権業者に不測の損害を与えることを理由に、高額の違約金を定めた本件違約金特約も有効であるかのように主張するが、かかるゴルフ会員権業者側の必要性が、消費者契約法 9 条 1 号による「平均的な損害」の多寡に影響を与えるものであるとは考えられない (そもそも本件契約のような売買契約の予約契約は、原告のような消費者から、売却希望価格を指定されて事業者がその予約に応じるものの、相場が低落して買い手がいな</u></p>

論点項目	判示内容
	<p>い場合には有効期間を徒過することで契約不成立に終わる一方、相場が高騰して購入希望者との売買差益が生じうる場合には、当該売買差益は原告が取得することを当然に予定した契約なのであり、原告が指摘するように原被告間の即時直接売買契約を回避することで、消費者たる被告においても、必要以上の安値売却を避けられるというメリットがあるにせよ、価格騰落による恩恵を専ら受け得るのは事業者たる被告だけという種類の契約である。かかる事情を考えれば、本件契約の締結後、さらに転売契約がなされて原被告間に売買契約が成立した後の撤回を強く規制する必要があるという原告の主張はもつともであるとしても、未だ転売契約が成立せず、売買契約の予約段階に過ぎない時点での当該予約契約の撤回は、ある意味やむを得ないところもあるといえるのであって、少なくともその場合において、ゴルフ会員権売買業者が、注文者に対し、同業者に生じうることのあるべき平均的損害以上のペナルティを与えることで、当該注文者を拘束したいとの思惑があるのであれば、かかる意向が法的保護に値するものであるとはいいがたい。</p>

## 【M36】

裁判例  
出典

平成 22 年 10 月 7 日 三島簡裁 平 22 (ワ) 73 号  
消費者法ニュース 88 号 225 頁 (抜粋)

論点項目	判示内容
<p>第三者による 不当勧誘行為 規制の在り方 (「媒介」要件)</p>	<p><u>消費者契約法 5 条の「媒介」とは、契約の両当事者の間に立って、契約締結の直前までの必要な段取り等を行うことをいい、本件の場合でいえば、被告販売会社の尽力によって、被告信販会社が原告と契約締結さえ済ませればよいという状況にしたことをいうものと解される。</u></p> <p>そこで、本件についてこの点を検討すると、前記争いのない事実等、証拠（略）及び以上の認定説示並びに弁論の全趣旨によれば、被告信販会社は、平成 8 年 8 月 30 日、被告販売会社と加盟店契約を締結し、あらかじめ立替払契約申込書用紙（証拠、略）を被告販売会社に交付しているが、被告販売会社又は沼田に立替払契約締結のための代理や媒介を委託したことはないこと、被告信販会社は、原告からの本件立替払契約の申込みを受け（証拠、略）、平成 18 年 4 月 18 日午後 2 時 03 分、原告の勤務先に電話をかけ、原告が本件商品を購入したこと、その契約内容を了解していること及び本件立替払契約の申込意思があることをそれぞれ確認したこと、その際、沼田から本件商品で処理した水を飲むことで病気の治療に効果がある旨の説明を受けたことが本件商品の購入動機であるとの原告からの申出はなく、それら一連の対応に不審がなかったことから同申込みを受諾することを決定したこと（証拠、略）を認めることができる。これらの事実によれば、<u>被告信販会社は、本件立替払契約締結のために独自に原告の意思確認や与信調査を行っていて、これらを行う前の段階で、被告販売会社の尽力により、被告信販会社が原告と契約締結さえ済ませればよいという状況になっていたと認めることはできない。</u></p> <p>そして、被告販売会社が、その「ビジネスマニュアル」（証拠、略）に前記申込書の各項目の記入要領を記載してマニュアル化していることや本件立替払契約の締結に当たり、沼田が原告に前記申込書の記入方法を教え、実際に商品名、現金価格合計、申込金、分割払手数料、支払回数などを記入するなどしたことは（証人、略）、<u>一般に、物品等の販売業者にとってクレジット契約が付くか否かは物品等の売れ行きに多大な影響を及ぼすことから、販売業者は、クレジット契約が円滑に締結されることを目的に顧客の同契約申込手続を代行するなどしている</u>と認められ、<u>被告販売会社又は沼田の行った前記措置もこれと同趣旨のものであって、被告信販会社のために行ったものではなく、原告から依頼を受けて、本件立替払契約申込手続の一部を代行したにすぎないもの</u>と言わざるを得ない。</p> <p>よって、被告販売会社は、本件立替払契約について、被告信販会社が</p>

論点項目	判示内容
	ら「媒介の委託を受けた第三者」であるとはいえないから、その余の点を判断するまでもなく、原告の被告信販会社に対する消費者契約法5条、4条1項1号を理由とする本件立替払契約の取消しの主張を認めることはできない。

**【M37】**

裁判例 平成 17 年 10 月 18 日 佐世保簡裁

出典 消費者法ニュース 68 号 61 頁（要旨のみ）

論点項目	判示内容
適正な行使期間	契約から約 11 ヶ月後に取消の意思表示をした点について、誤認に気づいたのが 8 ヶ月後であったとして、信販会社の時効主張を排斥した。

【Y01】

裁判例 昭和 58 年 3 月 31 日 名古屋地裁 昭 54 (ワ) 2242 号  
 出典 判時 1081 号 104 頁  
 要旨 ◆難聴を治癒すると称して祈祷と療術を施し高額料金を取得した行為に公序良俗に反する部分があるとした事例

論点項目	判示内容
不当勧誘行為に関する一般規定 ※暴利行為	<p>(公序良俗違反の契約無効による返還請求)</p> <p>三 前記一、3で認定した被告の療術行為が医師法一七条で禁止されている医業の内容である医療行為に当たるとは認められず、またあん摩師・はり師・きゆう師及び柔道整復師法一二条で禁止されている医業類似行為に当たるものとも認められない。</p> <p>そして前認定のごとき被告の加持祈とうはそれ自体が公序良俗に反するということができないのはもちろんである。</p> <p><u>しかしそれが人の困窮などに乗じて著しく不相当な財産的利益の供与と結合し、この結果当該具体的事情の下において、右利益を収受させることが社会通念上正当視され得る範囲を超えていると認められる場合には、その超えた部分については公序良俗に反し無効となるものと解すべきである。</u></p> <p>本件においては前記一で認定したように、原告をはじめその家族は、<u>医師からも見放された春子の難聴を治すため、いわば藁をも掴みたい心境</u>にあり、これに対し被告は過去に難病を治癒させた例のあることを引き合いに出し、春子の難聴も治癒できる旨言明して、原告を契約締結に誘引し、そして昭和五一年一月二六日から昭和五四年三月三日まで、この間春子の難聴はいっこうに回復の兆しがなかったのに、再三治ると繰り返し、合計七三七回にわたり春子を殆ど毎日のように通わせて加持祈とうを継続し、一回金八、〇〇〇円による<u>合計金五八九万六、〇〇〇円という高額な料金を取得したものであって、以上のような事情の下では、被告に対し右料金全額の利得をそのまま認めるのは著しく不相当であり、社会一般の秩序に照らし是認できる範囲を超えているもの</u>といわざるを得ない。しかし前記一認定のように、被告が属している善導会では一回の料金が金二、〇〇〇円と決められていること、また被告は最初春子の難聴を一年のうちに治す旨言明し、しかも前記のように高額な料金を取得し続けてきたのであって、かかる点からすると、療術開始後相当期間経過してもなお症状に回復の兆しがなければ、原告に対しその事情を通知し、療術を続けることの再考を促し、損失の不当な拡大を防止すべきであったと認められること、その他本件にあらわれた諸般の事情を考慮すると、被告が原告から支払を受けた料金のうち、昭和五一年一月二六日から昭和五二年一二月までの間合計三五四回について一回当り金二、〇〇〇円による合計金七〇万八、〇〇〇円については被告の</p>

論点項目	判示内容
	取得を是認できないわけではないが、その余の金五一八万八、〇〇〇円について被告の取得を認めるのは公序良俗に反し、契約はその限度で無効である。

【Y02】

裁判例 昭和 62 年 11 月 17 日 津簡裁 昭 61 (ハ) 148 号  
 出典 判タ 661 号 177 頁  
 要旨 ◆北海道原野の転売斡旋、不当な測量代金の支払契約が、依頼者の無知に乗じて暴利を博するもので、公序良俗に反して無効とされた事例

論点項目	判示内容
不当勧誘行為に関する一般規定 ※暴利行為	<p>四 次に、原告の公序良俗違反について考えてみる。前記認定事実によると、被告会社は、本件測量工事請負契約成立によつて、契約締結費用を含めて、金九〇万円位の営業利益を得ることとなるのは計算上明らかである。</p> <p>ところで、前記認定事実を総合すると、<u>本件土地を坪当たり金九万円</u>で売却できるとは到底考えられないところからみて、<u>被告会社は、当初から本件土地転売の斡旋をする意思を有しなかつたのではなからうかと推認するのが、ごく自然であろうかと思われる。</u>そして、被告会社は、同社々員森園嘉春をして、<u>原告に右転売の話をさせて、同人の金銭的欲望を刺激し（原告が本件土地を前記認定事実のように本件土地を坪当たり金三万円で購入したのは、利殖の意思が大いにあつたことは、同土地が原告の住所地から遠く離れた北海道内の土地であることから容易に想像できる。）、それを好餌として本件測量工事請負契約を締結させたと推認するに難くない。</u>このことは、原告らの本件土地は既に測量済みであるから、その再度の測量の必要性について疑問を呈したことに対する右森園の応答内容によつてもうかがわれるところである。</p> <p><u>これら一連の行為は、本件土地の価格等についての原告らの無知に乗じ、商業道徳をいちぢるしく逸脱した方法によつて暴利を博する行為であつて、公序良俗に反して無効であると解するほかはない。</u></p> <p>そうすると、被告会社は原告が本件測量着工金として支払つた金五五万円を原状回復として返還する義務があるといわなければならない。</p>

【Y03】

裁判例  
出典  
要旨

平成 15 年 7 月 24 日 神戸地裁 平 13 (ワ) 2419 号

ウエストロー・ジャパン

◆原告が被告に対して、フランチャイズ契約に基づいて支払った加盟金 800 万円について、不当利得を理由に返還を求め、被告は、加盟金不返還特約を主張して争った事案において、本件における加盟金は、営業許諾料、被告の商号・商標の使用許諾料及び開業準備費用としての性質を有するところ、商号・商標の使用許諾料及び営業許諾料を合わせても 800 万円に相当する価値があるとは到底認められない上に、被告は開業準備費用も支出していないのであるから、本件加盟金 800 万円は著しく対価性を欠き、その返還を一切認めないという本件加盟金不返還特約は、暴利行為であって公序良俗に違反し無効であるとし、商号・商標の使用許諾料及び営業許諾料の対価は 200 万円を上回ることはないと推認され、これを超える 600 万円の部分については被告の不当利得に該当するとして、原告の請求を一部認容した事例

論点項目	判示内容
不当勧誘行為に関する一般規定 ※暴利行為	<p>本件加盟金不返還特約は「加盟金は如何なる事由によっても返還しません」という一切留保のない規定であるところ、本件加盟金が 800 万円にも及ぶことを考えると、<u>本件加盟金 800 万円が対価性を著しく欠く場合にまで、事由の一切を問わずおよそ返還を求めることができない</u>というのは、<u>暴利行為であって公序良俗に反し、無効と解すべきである</u>（民法 90 条）。</p> <p>・・・(中略)・・・</p> <p>以上のとおり、本件においては、商号・商標の使用許諾料及び営業許諾料を合わせても 800 万円に相当する価値があるとは到底認められない上に、被告は開業準備費用も支出していないのであるから、<u>本件加盟金 800 万円は著しく対価性を欠き、高額に過ぎると認められる</u>。そうすると、<u>その返還を一切認めないという本件加盟金不返還特約は、暴利行為であって公序良俗に違反し無効というべきである</u>。</p> <p>・・・(中略)・・・</p> <p>本件において、被告は、開業準備行為を行っていないのであるから、本件加盟金の実質（営業許諾料、商号・商標の使用許諾料、開業準備行為費用）のうち、被告が収受することができるのは、営業許諾料と商号・商標の使用許諾料に限られるというべきである。</p> <p>そして、前記認定のとおり、被告の商号・商標に周知性・集客力が認められないこと、純然たる営業許諾料以外に、年間数百万円のロイヤリティが支払われることを考慮すると、商号・商標の使用許諾料及び営業許諾料の対価としては、いかに高く見積もっても、本件加盟金 800 万円の 4 分の 1、すなわち 200 万円を上回ることはないと推認される。</p>

論点項目	判示内容
	<p>従って、<u>これを超える600万円の部分については被告の不当利得に該当すると認められるから</u>、被告は原告に対し600万円及びこれに対する訴状送達日の翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払義務を負う。</p>

【Y04】

裁判例  
出典  
要旨

平成 15 年 11 月 28 日 宮崎地裁 平 13 (ワ) 685 号

ウエストロー・ジャパン

◆原告が、被告に対し、日掛金融業を営む被告の従業員が、原告に対し、その弟の借り入れについて、連帯保証人になるように執拗に要求して、連帯保証契約の締結を余儀なくしたから、同契約は無効であるとして、その債務の不存在を確認し、また、被告従業員の上記行為が不法行為を構成するとして、損害賠償を請求した事案において、被告の従業員らの言動は、取立て行為の規制に係る貸金業規制法 21 条 1 項に違反し、本件連帯保証契約は公序良俗に違反するものであって、無効であり、被告の従業員らの不法行為は被告の事業の執行についてなされたものであるから、被告は民法 715 条に基づき原告に対し、損害を賠償する義務があるとして、慰謝料 10 万円を認定した事例

論点項目	判示内容
不当勧誘行為 に関する一般 規定 ※暴利行為	<p>(1) 公序良俗違反について</p> <p>ア 原告は、前記のとおり、いったんは、保証依頼を断っていたものの、夜間、再びBから、泣きながら土下座しての懇願を受けるとともに、突然訪問してきた被告従業員と長時間にわたって応対するなか、自ら保証人にならない限り、Bは、被告従業員から解放されないし、本件主債務とDらの保証分の一部の合計60万円を一括して支払わなければならないなどと考え、やむなく本件連帯保証契約を締結するに至ったものである。</p> <p>イ そこで、本件連帯保証契約の効力について判断する。</p> <p>(ア) ところで、益●●●らは、正当な理由なく午後9時過ぎころに原告宅付近へ赴き、翌日の午前零時過ぎころまで、本件連帯保証契約の締結のため、居残っており、事前の承諾など特にこれを正当化する理由もないから、この点はガイドライン3-2-2(2)①の禁止事項「正当な理由なく、午後9時から午前8時まで、その他不適当な時間帯に、電話で連絡し若しくは電報を送達し又は訪問すること」に該当するうえ、原告に連帯保証人になることを要求する行為(益●●●は、前記のとおり、原告に対し、直接的に要求したものではないが、前後の状況からこのようにみうることは明らかである。)は同(3)③の禁止事項「法律上支払義務のない者に対し、支払請求をしたり、必要以上に取立てへの協力を要求すること」に該当するものである。もとより、ガイドラインは行政監督上の指針を示す通達ではあるものの、貸金業規制法違反成否の判断に際しては、有力な解釈基準の一要素となるものである。</p> <p>これに加え、前記益●●●らの行為により、原告は、私生活の平穩を害され、Bを助けるためには自分が保証人になるしかないと考えて本件連帯保証契約を締結したものであって、Bからの伝聞を含め益●●●ら</p>

論点項目	判示内容
	<p>の言動によって心理的圧迫を受け、困惑させられたものといえるから、<u>益●●●らの言動は、取立て行為の規制に係る貸金業規制法21条1項所定の「人の私生活の平穩を害するような言動により、困惑させてはならない」に当たるものであることは明らかである。そして、同条に違反する行為は、1年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処せられる犯罪である（同法48条3号）。</u></p> <p><u>（イ） このように益●●●らの行為はガイドラインに違反するのみならず、貸金業規制法に違反する犯罪であること、また、益●●●らが真実は存在しないDらの保証分を事情が全く分からない原告に持ち出す行為はまさしく欺罔行為そのものであり、同人らの要求行為の悪質さないし違法性を増大させるものであること（本件連帯保証契約締結時には、Bに対し、Dらの保証分の一部の請求があったに過ぎないものの、総額として270万円という金額を聞かされていたことから、原告が本件連帯保証契約を締結するにあたり同債務の存在を前提としていたことは明らかである。）、さらに、Bは、夏●●●らから、既に、9月28日の時点で、前記のとおり脅迫的な言動を受け、畏怖し、さらに10月1日には長時間にわたってE宅に連れ回され、そのような状態が継続しているなか、泣きながら土下座して原告に保証を依頼したため、原告は連帯保証人となることを決意したものであるから、益●●●らのBに対する言動と原告に対する言動とは一連の行為と評価できるところ、これらの脅迫的言動及び連れ回しは、正当な取立て行為の限界を著しく逸脱するものであること、そして、原告は、Bを介し、もっぱら間接的に益●●●らの社会的相当性を逸脱するのみならず、犯罪をも構成する言動によって心理的圧迫を受け、自由な意思決定ができない状態に陥った上で、本件連帯保証契約を締結したものであること（この点、原告と益●●●とのやりとりは前記のとおり比較的平穩に行われているが、これは弟であるBを守ろうとする原告自身の気丈な性格によるものが大きいものと考えられるし、そもそもその場面を前後の状況と切り離して考えることは困難であり、直前のBの泣きながらの懇願と一連・一体のものというべきであるから、このことが上記判断の妨げになるものではない。）、Bを介在し、このような事態になることは、益●●●らも十分認識できた、のみならず、むしろこれを意図していたことすら窺えること、これらの事情を合わせ考慮すると、本件連帯保証契約は、その締結過程における被告従業員である益●●●らの行為が社会的相当性を著しく逸脱するものとして公序良俗（民法90条）に違反するものであって、無効というべきである（なお、以上の検討によれば、少なくとも、錯誤無効、詐欺取消の主張も理由がある。）。</u></p>

【Y05】

裁判例  
出典  
要旨

平成 19 年 2 月 28 日 徳島地裁 平 14 (ワ) 288 号

ウエストロー・ジャパン

◆躁うつ病を発症していた亡Aが、被告呉服業者らとの間で、合計約600万円もの着物等を現金、クレジット契約等で購入していたことから、Aの相続人である原告らが、本件各契約の不成立又は無効を主張して、被告呉服業者らに対して、受領した金員の返還又は同相当額の賠償等を求めるとともに、被告クレジット会社に対して、Aに対し不当な取立て行為を行ったとして損害賠償を求めた事案において、本件契約当時、Aに意思能力がなかったとか著しく減退していたとまでは認められないものの、本件売買契約の一部は公序良俗に違反した無効なものであり、無効な契約に基づき金銭を支払わせたことは不法行為に当たるとして、被告呉服業者に対する損害賠償を一部認めたが、被告クレジット会社が、A所有の不動産に対し仮差押えをし、立替金残金請求訴訟を提起したりすることは不法行為に当たらないとした事例

論点項目	判示内容
不当勧誘行為 に関する一般 規定 ※暴利行為	<p>前記認定によれば、Aは若年のころから躁うつ病を発症していたことは認められるものの、同人が、これまで本件取引のような多額の浪費行為をしたことを認めるに足る証拠はないこと、主治医が、Aは遅くとも平成12年7月ころには、肝性脳症に伴う精神神経障害を発症していた可能性があると判断していることに照らすと、<u>Aが上記のような浪費行為をするについては、上記の病気の影響があったものと推認するのが相当であり、Aが全く正常な精神状態で本件取引を行ったということではできない。</u></p> <p>もっとも、前記認定によれば、Aは、親族により前記のような異常行動があることを把握されていたものの、本件取引時において同様の異常行動があったことを認めるに足る証拠はないこと、原告らAの家族・親族らにおいて、Aを入院させることを考えたり、その行動を監視したりすることをした形跡はなく、Aは単独で行動し、販売店に自ら出向いて店員や他の客と話をしていたこと、Aは自ら、平成13年の手帳に被告ますいわ屋を含む呉服販売店主催の展示会や旅行会の予定日や知人の葬儀の日を書き込み、これらの日程を管理していたことが認められること（甲26）などに照らすと、Aが本件取引時において意思能力がなかったとか、著しく減退していたとまで認めることはできず、被告らの担当者において、本件取引時において、Aが精神神経障害を発症していたと認識することができたと認めることもできない。</p> <p>しかしながら、<u>本件取引にかかる着物等の商品は、一般的に高額の商品であるということができ、このような商品を販売する販売店において</u></p>

論点項目	判示内容
	<p>は、顧客に対し、不当な過量販売をしてはならず、販売店と提携するクレジット会社においても、これに応じて不当に過大な与信をしてはならない信義則上の義務を負っていると解すべきである。徳島県消費者基本条例（平成16年12月27日公布，平成17年4月1日施行。甲49）13条及び同規則13条は、不当な過量販売を規制の対象となる不適正な取引行為と規定している。同条例は、本件取引の後に公布，施行されたものであるが，取引上の信義則に照らし当然に認められるべき義務を確認的に規定したものとみるのが相当である。</p> <p><u>不当な過量販売に当たるか否かは，顧客の職業，資力，年齢等に照らし，個々具体的に判断されるべきであり，その不当性が著しいと判断された場合には，販売契約及びこれに関連するクレジット契約が公序良俗に反し無効とされる場合があるというべきである。</u></p> <p>・・・(中略)・・・</p> <p>前記の本件取引の期間，Aの職業，資力，年齢等やこれに対する被告らの認識内容に照らすと，本件取引においては，遅くとも，各被告とAとの取引総額が2000万円を超えた時点より後においては，各被告らは，Aとの取引量が過量販売に当たるものとして，以後の販売ないし与信取引を差し控えるべき信義則上の義務があったというべきであり，Aが客観的には精神神経障害の影響の下に本件の浪費行為を行ったと認められることをも併せ考慮するならば，少なくとも，この時期以降の取引は公序良俗に反するものとして無効となると解するのが相当である。前記認定によれば，本件取引上の債務の支払は滞っていなかったことが認められるものの，そのことは，上記の判断を左右するものではない。購入者が資産を使い切るなどして，支払が滞るようになるまでは販売を続けても良いなどということとはできない。その程度に至る前の段階でも販売量（金額）が余りにも多額に上る場合には販売を差し控えるべき場合があるというべきである。</p> <p>・・・(中略)・・・したがって，被告ますいわ屋は，平成13年9月12日の別紙全取引一覧表番号92以降の取引を，差し控えるべき義務を負っていたというべきであり，被告ますいわ屋については，平成13年9月12日以降のAとの売買契約は公序良俗に違反し無効である。</p>

【Y06】

裁判例  
出典  
要旨

平成20年1月30日 大阪地裁 平18(ワ)1633号  
判タ1269号203頁

◆被告呉服店の従業員である原告が、被告呉服店に対して、原告の支払能力を超える着物の立替払契約を締結させたことが公序良俗に反するなどとして立替金相当額の不当利得返還等を求めた事案において、被告呉服店が従業員に呉服を販売した行為は売上げ目標達成のために事実上購入を強要したものであるとして公序良俗違反を認め、これをもって信販会社の立替金請求に対抗できるとされた事例

◆呉服販売業者がその従業員に対し呉服等の自社商品を販売した行為が、従業員の支払能力に照らし過大であり、売上目標の達成のために事実上購入することを強要したものであるとして、公序良俗に反して無効であるとされた事例

論点項目	判示内容
不当勧誘行為 に関する一般 規定 ※暴利行為	<p>(1) 前記1(7)エのとおり、原告は、平成14年11月26日からの約3年という期間において、被告奈良松葉から着物、帯、バッグ、貴金属等を次々に購入し、合計で27回の本件売買契約を締結し、これに対応する立替払契約に基づく債務も、平成15年3月には100万円を超え、同年12月23日に約280万円に達し、平成16年6月3日に300万円を超え、その後の1年4月の間に600万円を超えるまで急激に増加しているものであり、これに伴い、各月の返済額も7万円ないし8万円から20万円以上にまで急激に膨らんでいる。</p> <p>一方で、前記1(1)で認定したとおり、原告あるいは夫であるRの資力は乏しく、年金やパート収入に頼った生活を送っていたのであり、そもそも原告が被告奈良松葉でパートとして働き始めた経緯が生活費を捻出するためであって、前記1(4)ウで認定したとおり、原告の給与収入額はせいぜい年収が213万円程度から181万円程度(月平均で17万円から15万円程度)にすぎなかったのである・・・(中略)・・・</p> <p>そうすると、<u>原告が繰り返した本件各売買とそれに伴う立替払契約は、返済がおよそ不可能な状況下でされたもの</u>というべきである。</p> <p>・・・(中略)・・・</p> <p>。</p> <p>以上の諸点に照らすと、原告が過大な債務を負担するような本件売買とこれに伴う立替払契約を繰り返した原因は、原告の購買意欲にあったわけではなく(社員割引を利用したからといって、それは負担を少しでも軽減しようとする極めて自然な態度であって、購買意欲があることを示すものというわけではない。)、被告奈良松葉の売上目標達成優先の営業方針とそのための給与体系を採っていたことに起因したものである。</p>

論点項目	判示内容
	<p>もつとも、原告は、前記1(9)のとおり、適正な状況判断をすることが困難な傾向があるという診断を受けているが、この診断は、本件立替金債務の返済に窮するようになった後の状況であること、前記1(6)イのとおり、松葉グループにおいて自ら自社商品を購入する従業員が非常に多かったこと、また、前記1(10)のとおり、各地の消費生活センター等に松葉グループの従業員が着物を購入して債務の支払に困惑しているとの相談が多数寄せられていたことに照らすと、原告の個人的な資質が過大な債務負担の原因であるとはいえないというべきである。</p> <p>(4) さらに、前記1(6)ウ、エのとおり、被告奈良松葉にあっては、地区長であるQやその他の幹部が商品購入の際に社員割引の承認をしていたことなどから、原告の購入回数や月々の支払金額も概ね把握していたのであり、その購入回数や毎月の返済額が非常を多いことは認識していたというべきである。また、前記1(7)ウのとおり、本件売買15、16及び18の際には、既に利用した信販会社では審査が通らない程度に立替金債務が膨らんでいたことを認識していたことが認められるのである。</p> <p><u>このように、被告奈良松葉は、原告の商品購入やその債務負担額について幹部を通して把握していたのであるし、また、当然ながら、原告に支給される給与額についても把握し、原告の実情は認識していたというべきである。</u>事実、同被告は、前記1(11)のとおり、消費生活センターに寄せられた苦情に配慮して、平成15年10月15日付けで社内ルールとして多重販売契約等のガイドラインを設け、残債権額が年収の1.5倍から2倍の範囲を超えないようにすることとしていたのであるから、原告について、従業員とはいってもこのガイドラインを超えているということは十分認識していたものというべきである。被告奈良松葉は、その上で、原告に対し、なおも売上目標の達成を徹底して求め、同被告の利益を図ったということが出来る。・・・(中略)・・・</p> <p>(5) <u>以上、本件各売買とこれに伴う立替払契約に基づく立替金債務が極めて過大であり、原告の資力等に照らして到底支払不能であったこと、そのような事態を引き起こした原因が被告奈良松葉の営業方針にあった上、同被告も原告の上記実情を十分認識して、売上目標の達成を徹底して求めていたという事情を総合すると、本件売買に至らせた被告奈良松葉の行為は、売上向上や売上目標の達成のために、原告の従順な人柄を利用し、原告に対し、自社商品を購入することを事実上強要したものであるべきであり、その結果、同被告は、従業員である原告の過大な債務負担のもとで会社としての利益を得たということが出来る。そうすると、同被告の上記行為は、原告が負う上記債務の程度によっては社会的相当性を著しく逸脱したものである</u>というべきである。</p> <p>そこで、さらに判断すると、平成16年6月3日の本件売買契約17及び本件立替払契約17を締結するまでに、別紙2のとおり、すでに残</p>

論点項目	判示内容
	<p>債務額が293万4400円あり，上記各契約の締結により立替払契約の残債務額が300万円を超え，各月の返済額も8万円を超え（8万4200円ないし8万1200円），<u>向こう1年以上にわたって各月の返済額が月平均の給与の半分を超える状態に至ることとなった</u>のであり，その後の本件売買によって，さらにその状況は著しく悪化し，<u>残債務も平成16年の原告の年収額の1.5倍を超えるようになっている</u>。そうすると，<u>本件売買契約17の締結以降において締結した本件売買契約，すなわち，本件売買契約3ないし6，8ないし18，21，23及びDは，原告の支払能力を超えるものであっていずれも公序良俗に反して無効である</u>というべきである。</p> <p>なお，原告は，本件売買契約は，一連一体として公序良俗に違反して無効であると主張するが，本件においては，各売買契約は，それぞれ別個に契約締結がなされ，前記のとおり，<u>原告の支払能力を超える量の購入をさせた以降において公序良俗に反すると認めるべき</u>であるから，原告の上記主張は，採用することができない。</p>

【Y07】

裁判例  
出典  
要旨

平成 20 年 6 月 19 日 東京地裁 平 18 (ワ) 10504 号

判タ 1314 号 256 頁

◆弁護士である被告に対して土地の譲渡に関する事務等を依頼してその弁護士報酬を支払った原告が、相当な報酬額を超える支払は民法 90 条により無効であると主張して、不当利得の返還及び報酬の支払に伴って負担した源泉徴収額相当額の損害賠償等を求めるなどした事案につき、被告が行った事務の内容からして原告による報酬の支払は暴利行為として無効であるとした上で、相当な報酬額を算定して原告の不当利得返還請求を一部認容したが、原告が国との関係で源泉徴収税納付義務の存否・範囲を争っていない以上、被告にその賠償を求めることもできないとして損害賠償請求を棄却するなどした事例

論点項目	判示内容
不当勧誘行為に関する一般規定 ※暴利行為	<p>(2) 原告会社の被告に対する報酬の支払の暴利行為該当性</p> <p>ア 被告は、前記第 2 の 2(1)イのとおり、本件新橋物件の買収に関する東京都と原告会社との間の契約金額の合計額である 4 億 3 2 2 7 万 0 9 5 1 円を基準に弁護士報酬会規 1 7 条 1 項、1 8 条 1 項を適用すると、適正な着手金、報酬金の合計額は約 3 7 0 0 万円となるから、原告会社が被告に支払った報酬額が高額に過ぎるとはいえない、などと主張している。</p> <p>・・・(中略)・・・</p> <p>ウ 東京弁護士会の弁護士報酬会規 1 4 条 5 号の定めからすれば、不動産の時価が着手金、報酬金を定める基準となるのは、当該不動産の所有権の帰属自体が争点となっている事件等の着手金、報酬金であると解される所、上記(1)オ、サ、セで認定した事実によれば、本件新橋物件については、買収者である東京都と被買収者である原告会社との間で所有権の帰属に関する争いがなかったこと、東京都が土地建物の買収の対価として支払う補償金額は、画一的に定められ、当事者間の交渉によって増減することのない性質のものであり、被告は、<u>東京都の職員と本件新橋物件の売却価格について交渉したわけではなく、また、本件新橋物件の売却時期の決定に関与したわけでもなかったことが明らかである。</u></p> <p>そして、裁判所の行う不動産競売手続においては、競落人は、代金の納付により不動産の所有権を取得することができる所とされているところ（民事執行法 7 9 条、1 8 8 条、1 8 4 条）、原告会社が、本件蒲田物件を競落するに際し、所有権の帰属に関する紛争に遭遇した形跡はない。</p> <p>また、被告は、前記第 2 の 2(1)イのとおり、被告が原告 X 1 又は原告会社から受任した事務は多岐にわたっている（平成 1 8 年 6 月 1 9 日付け被告答弁書の第 4 の 2 参照）旨主張し、被告が原告会社の依頼により</p>

論点項目	判示内容
	<p>行った事務として、原告X1に同行して本件新橋物件に担保権の設定を受けている金融機関を訪れ、支払期限の延期を要請したことや、原告会社に8060万円を融資した株式会社北陸銀行を原告会社に紹介したことなどを挙げているが、東京弁護士会の弁護士報酬会規14条1号は、金銭債権については債権総額が着手金、報酬金を定める基準となるとされているところ、証拠（原告X1本人11頁）によれば、原告会社が抵当権者に支払った金額は、抵当権者が提示したとおりの金額であり、<u>被告の交渉によって債務額が減額されたような事情はうかがわれない。</u></p> <p>そうすると、<u>上記の弁護士報酬会規の定め</u>に照らせば、本件新橋物件の売却に伴って東京都から原告会社に支払われた4億3227万0951円の全額や本件蒲田物件の競売代金である1億2400万円が<u>弁護士報酬会規13条</u>にいう「<u>経済的利益</u>」に当たることを前提に報酬額を算出することは相当ではなく、<u>被告が請求した報酬額は高額に過ぎるとい</u>うべきである。</p> <p>・・・(中略)・・・</p> <p>上記エのとおり、被告は、自己及びその親族と依頼者である原告会社との間に特別な財産上の利害関係を生じさせているが、このような特別な利害関係を有する依頼者から委任を受けて事務を処理し、報酬を請求するに当たっては、報酬請求の根拠を明確にし、いやしくも職務の公正に関する疑惑を招かないように留意すべきものと考えられる。</p> <p>ところが、<u>本件全証拠を検討してみても、被告と原告会社との間で委任契約書が作成されたことを認めるに足りる証拠はない。</u>また、被告は、<u>上記ウのとおり、原告会社の受ける経済的利益や被告の払った労力に比して高額</u>の報酬を請求しているにもかかわらず、<u>上記(1)タ、トで認定した事実によれば、原告会社に対してその具体的な算出根拠についての説明をしていない。</u>しかも、<u>上記(1)ナ、ニで認定した事実によれば、被告は、本件蒲田物件を競落した後、一方で、原告会社に実質的には妻Cが本件蒲田物件の4分の1の持分を有することを認めさせる書面(甲29)を作成しながら、他方で、借入金に対する利息の名目で、本件蒲田物件の借借人が支払う賃料から、妻のCの出捐した3160万2360円に対する年10パーセントの割合による金員を受け取っていたもので、被告の親族の利益に偏しているとの疑惑を招く行為に及んでいる。</u></p> <p>カ 以上のとおり、本件新橋物件の売却に伴って東京都から原告会社に支払われた4億3227万0951円や本件蒲田物件の競売代金である1億2400万円を経済的利益と見て報酬額を算定することは相当ではなく、<u>被告の請求した報酬額は高額に過ぎるとみられることのほか、被告が、原告会社に報酬を請求するに当たり、金額の具体的な算出根拠を説明せず、かえって原告会社と特別な財産上の利害関係のある被告の親族の利益に偏しているとの疑惑を招く行為に及んでいることを考慮す</u>れ</p>

論点項目	判示内容
	ば，原告会社の被告に対する合計3516万1500円に上る報酬の支払（上記(1)タ，ト）は，暴利行為として無効と解すべきである。

【Y08】

裁判例  
出典  
要旨

平成 21 年 8 月 25 日 大阪高裁 平 21 (ネ) 595 号

判時 2073 号 36 頁

◆各土地を所有していた被控訴人が、本件各土地について被控訴人からの売買を原因とする所有権移転登記を受けた控訴人に対し、本件売買契約は意思無能力ないしは公序良俗違反により無効であると主張して、同登記の抹消登記手続を求めたところ、原審で、請求を全部認容とされたため、控訴人が控訴した事案において、被控訴人の当時の状況、控訴人による被控訴人の当時の状態への認識の程度、被控訴人の経済状態や本件売買の内容など、本件事実によれば、本件売買は、認知症で高齢者である被控訴人の判断能力の低い状態に乗じてなされた、被控訴人にとって客観的な必要性の全くない（むしろ被控訴人に不利かつ有害な）取引といえるから、公序良俗に反し無効であるとして、原判決の結論を維持し、控訴を棄却した事例

論点項目	判示内容
不当勧誘行為に関する一般規定 ※暴利行為	<p>前記一に判示した前提事実を総合すれば、<u>被控訴人は、本件売買契約当時、平成一五年ないし一七年ころに発症したとみられる認知症と妹の死をきっかけとする長期間の不安状態のために事理弁識能力が著しく低下しており、かつ、被控訴人に受容的な態度を取る他人から言われるがままに、自己に有利不利を問わず、迎合的に行動する傾向があり、周囲から孤立しがちな生活状況の中で、Cらから親切にされ、同人らに迎合的な対応をする状態にあったこと、Cらは、これらのことを知悉して十分に利用しながら、被控訴人を本件売買締結に誘い込んだこと、控訴人代表者は、被控訴人がそのような事理弁識能力に限界がある状態であったことを、本件売買契約が行われた際の被控訴人の風体、様子から目の前で確認して認識していたと推認することができる。</u>その上、控訴人は、昭和六〇年に設立され、以来数え切れないほどの物件を手がけた不動産業を営む会社であり、Cは、控訴人の従業員でこそないものの、控訴人と仕事上の関係が一五年以上あって本件土地の売買話しを持ち込んできたので、控訴人代表者は、本件土地をすぐに転売する目的で購入することとし、坪当たりで、その更地価格を七〇万円ないし八〇万円と見立てた上で、本件売買直後の転売価格を二〇万円ないし二五万円と目論み、その二分の一以下に相当する本件売買における坪単価一〇万円もCの言い値をそのまま採用し、本件土地に係る借地権の内容もCから説明を受け、自分では同社に直接確認しなかったことも明らかにされている。これらの事実を鑑みれば、Cは、控訴人と極めて密接な関係にあり、少なくともこと本件土地の売買に関する限りCを実質的に控訴人の被用者として活用していたといえることができ、控訴人代表者は、被控訴人に関する事実について、Cから逐一報告を受け、Cと全く同一の認識を有して</p>

論点項目	判示内容
	<p>いたと推認することもできる。</p> <p>また、<u>本件土地の収益性、被控訴人の客観的な経済状態（賃料収入、年金収入及び本件売買に先立つ土地の売却金）からは、被控訴人にとって本件売買をする必要性・合理性は全くなかった</u>だけでなく、それは、<u>客観的に適正に鑑定された本件土地の価格の六割にも満たない売買価格の点で、被控訴人に一方的に不利なものであったこと、長年にわたり不動産を営む控訴人代表者は、それらのことを十分に認識し尽くし、上記のとおりただちに転売して確実に大きな差益を獲得することができる</u>と踏んだ上で本件売買を締結したと推認することもできる・・・（中略）・・・。</p> <p>このような事情を総合考慮すれば、<u>本件売買は、被控訴人の判断能力の低い状態に乗じてなされた、被控訴人にとって客観的な必要性の全くない（むしろ被控訴人に不利かつ有害な）取引といえるから、公序良俗に反し無効である</u>というべきである。</p>

【Y09】

裁判例  
出典  
要旨

平成 22 年 7 月 9 日 奈良地裁 平 19 (ワ) 961 号

消費者法ニュース 86 号 129 頁

◆呉服・貴金属の販売業を営む呉服等販売会社から着物・宝石などを購入していた高齢の原告が、同社との間の売買契約は公序良俗に反し無効であるなどと主張し、呉服等販売会社に対し、不当利得返還ないし不法行為に基づく損害賠償を求めるとともに、上記売買につき立替払をした信販会社らに対して割賦販売法に基づき支払を拒絶できる地位にあることの確認を求めた事案において、認知症のために財産管理能力が低下している原告の状態を利用し、個人的に親しい友人関係にあるかのように思い込ませ、必要のない商品につき、老後の生活に充てるべき流動資産をほとんど使ってしまうほど購入させるような売買は、公序良俗に反し無効であるとして、呉服等販売会社の店舗において原告の上記状態を認識できた時期以降の売買を無効とし、同社に対する不当利得返還請求を一部認容するとともに、無効と認められる売買契約について原告が割賦金の支払を拒絶できる地位にあると認めた事例

論点項目	判示内容
不当勧誘行為に関する一般規定 ※暴利行為	<p>2(1)・・・(中略)・・・</p> <p>前記1認定及び甲88ないし93によれば、平成19年3月ころに光熱費の銀行口座からの引き落としができなくなっており、残高が数千円という状態であって、3000万円ないし4000万円あっておかしくないはずの原告の銀行普通預金はほぼ底をついた状態となっていたものである。</p> <p>本件売買の購入高は平成11年には2件で約47万円であったのが、平成12年には（キャンセルした別紙1の11を除くと）11件で約309万円、平成13年は14件で約641万円、平成14年は14件で約362万円、平成15年は14件で約571万円、平成16年は14件で約837万円、平成17年は10件で約459万円、平成18年は5件で約215万円、平成19年は1月から4月までで2件で約116万円と、平成13年以降金額は増大している。上記合計は3561万円余に及んでいるところ、銀行預金口座への入金<del>は</del>定期預金からと年金程度であることから、<u>上記認定の銀行預金が底をついた原因の大半は、被告京ろまんでの本件売買の代金支払によるものと考えられる。</u></p> <p>これは、高齢であって、今後収入のみならず財産が増えることのほとんど考えられない原告においては、大きな浪費といえることができる。</p> <p>(2) 原告は、前記1認定のとおり、公務員である夫とともに転勤の後高槻市、後に奈良市で生活するようになったもので、専業主婦として生活しており、昭和53年以降平成15年までは脳梗塞を患った夫の介護のために1日のほとんどを居宅で過ごさざるをえなかったものであり、平成</p>

論点項目	判示内容
	<p>元年以降平成15年までは奈良市内と近所の句会に所属して、月に数回出かけるほかは、ほぼ自宅で生活していたものである。<u>それまでの原告の生活において、原告に着物、宝飾品や絵画等の購買・鑑賞・使用の趣味、またはこれらを購入することによる浪費の性癖や傾向があったことを認めるに足りる証拠はない。</u></p> <p>本件売買による商品のうち、着物は2枚ほど着用した形跡があるもののその他はしつけ糸がついた状態で箱に入っていたこと、宝飾品やバッグ、絵画等も使用した形跡もなく納戸に積み上げられていたことから、これらを購入した動機が、原告による使用や鑑賞ではないことが推測される。</p> <p>上記認定事実によれば、<u>これら本件売買の商品は嗜好品であるとはいえ、原告が購入に及んだ動機が、原告自身の強い希望・欲求や必要性に基づいたとは到底考えられない。</u></p> <p>3(1)・・・(中略)・・・</p> <p>そして、甲1，4によれば、<u>平成19年6月時点において、原告はアルツハイマー型認知症であって、財産管理には常に援助が必要と診断されている。</u></p> <p>・・・(中略)・・・</p> <p>4 前記2，3のとおり、<u>本件売買は、被告京ろまん店舗において、G，Eらとその財産の管理能力が痴呆症のため低下している原告に対して、これを知りながら、個人的に親しい友人関係にあるかのように思い込ませ、これを利用し、原告自身の強い希望や必要のない商品を大量に購入させ、その結果原告の老後の生活に充てられるべき流動資産をほとんど使ってしまったものである。このような売買は、その客観的状況において、通常の商取引の範囲を超えるものであり、民法の公序良俗に反するというべきである。</u></p>

【Y10】

裁判例  
出典  
要旨

平成 24 年 5 月 24 日 東京地裁 平 24 (ワ) 388 号

ウエストロー・ジャパン

◆独居の老女である原告が、被告会社の従業員である被告 Y 3 の来訪を受け、わけのわからないうちに、所有する本件不動産を廉価で同社に売り渡す旨の売買契約を締結させられたなどとして、同売買契約の不成立ないし錯誤又は公序良俗違反による無効、あるいは消費者契約法 4 条 1 項 1 号に基づき取消しを主張して、被告会社に対し、本件不動産の共有持分権及び所有権に基づき、本件不動産の移転登記の抹消登記手続を求めるとともに、被告会社、被告 Y 3、同社代表取締役である被告 Y 1 及び同取締役である被告 Y 2 に対し、連帯しての損害賠償を求めた事案において、本件売買契約は、被告会社が高齢者の無知を利用して不当な利益を得ることを目的とした暴利行為であり、民法 90 条により無効であるなどとして、抹消登記請求を認容したが、被告会社の損害賠償債務は相殺により消滅したなどとして、各被告に対する損害賠償請求は棄却した事例

論点項目	判示内容
不当勧誘行為 に関する一般 規定 ※暴利行為	<p>(3) 原告の判断能力</p> <p>原告は、千葉市〈以下省略〉の自宅不動産を所有して単身で居住し、本件不動産のほかに、千葉県成田市にも賃貸用アパートを所有し（原告本人）、不動産管理会社との間での本件不動産の賃貸借に関する管理代行委任契約書（甲 4）に関しては、本件売買契約の 2 か月前の平成 23 年 9 月 13 日に自ら契約書に署名押印して更新契約をしている（C 証人調書 11 頁）。また、前記(2)のとおり銀行口座や貸金庫も自ら管理し、権利証の保管場所が京葉銀行新検見川支店の貸金庫であることも正確に記憶しており、陳述書（甲 10）においても上記認定の事実経過を詳細に記憶して述べている。</p> <p>原告は、所有不動産の売却勧誘の電話がかかってくれば、その意味を理解することができるし（原告本人調書 9 頁，16 頁）、別紙契約書の「区分所有建物売買契約書」という表題を読むこともできるし、その意味が売買であるということも理解することもできる（原告本人調書 12 頁）。</p> <p>しかし、原告は、<u>不動産の賃貸収入を得ながら自己所有の不動産に居住しているにすぎず、不動産売買の経験は乏しく、本件不動産の時価相場について十分な知識理解を有していない</u>（甲 10，原告本人，弁論の全趣旨）。</p> <p>・・・(中略)・・・</p> <p>2 民法 90 条による売買契約の無効について</p> <p>上記認定事実によれば、原告は、本件売買契約書の表題の売買契約の意味を十分に理解する能力があり、本件売買契約書に署名した際、被告 Y 3 の説明を受けて本件不動産を代金 150 万円で被告会社に売却する</p>

論点項目	判示内容
	<p>契約書を作成する趣旨であることを十分に理解していたと認められる。しかし、<u>被告会社の担当者である被告Y3は、本件不動産の固定資産評価額が694万6275円であり、売却価格の相場が少なくとも700万円を超える物件であることを十分に認識しながら、86歳の高齢者である原告に突然電話を掛けて、時価の約2割にしかない150万円での売買の合意をさせ、その後、初対面でいきなり売買契約書の作成から登記申請手続及び代金決済まで完了させたこと、被告会社の取締役である被告Y2は、契約直後に事情を知った原告の甥Cから登記申請の取下げを求められ、その時点では登記申請を取り下げることができたにもかかわらず、これに応じなかったことが認められる。</u></p> <p><u>上記事実によれば、不動産会社である被告会社は、原告に電話をかける前から、本件不動産の時価相当額が少なくとも固定資産評価額を超える700万円以上の価値があることを知りながら、所有権取得の登記が古く夫の死亡による相続登記もされた女性名義の不動産であって、所有者である高齢の女性が不動産相場に疎いことを予期しつつ、突然電話をかけて時価を著しく下回る150万円での売却を持ちかけ、その電話で直ちに売買契約の合意と決済手続までをも決めてしまい、その後、初対面でありながら担当者と司法書士を派遣して売買契約書を作成して即日決済を完了させ、不動産相場に疎い高齢者の無知ないし判断力の乏しさを利用して不動産を時価を著しく下回る価格で買い取り、不当な利益を得るために本件売買契約を締結したものと認めるのが相当である。</u></p> <p><u>このような動機、目的及び態様によって締結された本件売買契約は、被告会社が高齢者の無知を利用して不当な利益を得ることを目的とした暴利行為というべきであり、公の秩序に反する事項を目的とする法律行為として、民法90条により無効とされるものである。</u></p>